

## 国第九十一回 参議院地方行政委員会議録第四号

昭和五十五年三月二十五日(火曜日)  
午前十時四十分開会

委員の異動

三月二十一日  
辞任 鈴木 正一君

三月二十二日  
辞任 久次米健太郎君

補欠選任 鈴木 正一君

補欠選任 久次米健太郎君

國務大臣  
自國務大臣  
(國家公安委員長)

後藤田正晴君  
会委員長

政府委員

警察庁刑事局保  
安部長

塩飽 得郎君

石見 隆三君

久世 公堯君

議官  
自治大臣官房審  
議官  
自治省行政局長

川俣 芳郎君

花岡 圭三君

砂子田 隆君

宮尾 盤君

土屋 佳照君

石原 信雄君

佐野 国臣君

事務局側  
常任委員会専門  
員

説明員  
警察庁長官官房  
総務課長

警察庁刑事局搜  
查第二課長

警察庁刑事局保  
安部保安課長

厚生省児童家庭  
局母子福祉課長

労働省婦人少年  
局婦人労働課長

北 鈴木 戸塚 鍋島  
金井 元彦君 修二君 進也君 直紹君  
佐藤 三郎君 三吾君 神谷信之助君  
金丸 三郎君 佐藤 三吾君  
衛藤征士郎君  
鈴木 良一君  
漆間 英治君  
佐野 国臣君  
高池 忠和君  
伊藤 卓雄君  
佐藤ギン子君

委員

理事

出席者は左のとおり。

委員長

加藤 武徳君

夏目 忠雄君

小山 一平君

村沢 牧君

後藤 正夫君

補欠選任

三浦 八水君

北 修二君

村沢 牧君

鈴木 正一君

本日の会議に付した案件  
○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律  
案(内閣提出)

江田 上林繁次郎君  
五月君  
阿部 憲一君  
志苦 裕君  
村沢 阿部  
八水君  
直紹君  
鍋島  
三浦  
鈴木  
戸塚  
北  
金井  
佐藤  
神谷  
金丸  
佐藤  
三吾君  
衛藤  
鈴木  
漆間  
佐野  
伊藤  
佐藤ギン子君

政課長  
自治省財政局財  
政課長

津田 正君

○地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施  
策に関する件  
(昭和五十五年度自治省関係予算及び警察庁関  
係予算に関する件)

○委員長(後藤正夫君) ただいまから地方行政委  
員会を開会いたします。  
○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)  
○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

○委員長(後藤正夫君) ただいま御指摘のあり  
ます。まことに、この問題でございますが、これにつ  
きましては、今回の改正によりまして盜難の防  
止、その他危害予防上の観点から銃砲の保管の設  
備、方法の基準というものを総理府令で具体的に  
定めることにしておるわけでございます。

特に獵銃につきましては、その危険性から、所  
持許可を受けた者などが、獵銃を法令の基準に従  
つて収納しているかどうかということを確認し、  
そして立入検査によつて基準の励行または違反の  
是正措置をさせることにより、盜難の防止、その  
他危害予防の徹底を図ろうと、そういう趣旨で定  
めたものでございます。したがいまして、この立  
ち入りというものは重大な問題でござりますので、  
実際運用する場合に当たりましては、人権侵害そ  
の他のないよう十分留意してやらなければなら  
ないものと考えております。

なお、その辺の基準その他につきましてはなお  
よく検討をし、運用上誤りのないように措置して  
いく所存でございます。

○佐藤三吾君 ちょっと後段がよくわからなかっ  
たのですけれども。

○政府委員(塩飽得郎君) 実際の運用に当たりま  
しては、厳格に、人権侵害等のおそれのないよう  
に十分注意して運用するように指導をしてまいり  
たいと思います。

○佐藤三吾君 それは、保安部長としてそういう  
決意なり、こういった点については理解できるの  
ですけれども、法というものは成立しますとこれ  
はひとり歩きしますからね。あなたが生涯ずっと保  
安部長をやるわけじゃなし、法律をつくった方が







なるというふうに期待をして、十分注意して運用してまいりたいと思います。

○上林繁次郎君 そうすると、申し上げたいことはいっぱいありますけれども一言要点だけ申し上げますが、いまのお話ですと、法律案によりますと、いままでは仮許可でもって銃を購入することができた。しかし、今度の改正案によりますとそれができなくなる。それを今度は幅を持たせて、仮許可があった場合にはその銃を購入すること、ややこしいことは言いません、購入することが認められるんだと、こういうことになりますね。その点どうですか。

○政府委員(塩飽得郎君) まあ從来ですと、仮許可があつたときに自分の銃を買って、それで練習をするということになつておりました。したがいまして、最初に銃を買っておりました。今回の場合も、ただいま御説明しましたように、昔の仮許可が資格認定ということになります。内容はほどんど一緒でございます。それで、資格認定の申請があつた時点で銃は買うことはできます。ただ、その銃は、買った銃砲店にそのまま預けておいて、それで実際の練習は、教習射撃場に行って備えつけ銃で練習をするという制度になりますので、銃を買うところまでは従来と同じで結構だと思います。

○上林繁次郎君 その点はわかりました。

次に、立入検査の問題ももうすでにお話出ました。出ましたけれども、これは、一番関係者が心配するところは、何でもかんでも立ち入られたんじゃたまつたものじゃないということがあるんですよね。ですから、私は、運用面でそれは配慮されるとのことであるけれども、やはりこういう公の場で、これからもつともつと突っ込んで、そういう人権侵害だとかそういうことになつてはならないという配慮のもとに、もつともつと考えていかなくちゃならない問題点があると思いますが、大体予想できる、こういった場合にのみ立ち入りをさせてもらうんだ——これはさしてもらうんですねからね。その辺のところですね。こういう

ケース、こういう場合に立入検査というものは行われるんだということですね。そういう点がやつぱりこういう場を通じて公にされていった方がいいと思うんです。それによってやつぱり納得も得られますしね。その点ひとつ。

○政府委員(塩飽得郎君) 立入検査をするのは、盜難の防止その他危害予防上銃砲の保管の状況を調査する必要があると認められる条件が備わっている場合に限られているわけでございまして、たとえば第十条の五第一項の規定によりまして、保管の状況について報告を求めたにもかかわらず報告がなされなかつた場合。また、あるいは報告の内容によつて保管状況が適切であるということを十分納得できなかつた場合。また、第十三条の規定によりまして検査をすることができるわけでございますが、検査の要求に応じなかつた場合。また、近隣で空き巣、忍び込みなどの盗難事件が頻発している場合。あるいは、家人が銃砲をもつてあそんでいたとか、また、保管庫に収納していないといった、近隣で空き巣、忍び込みなどの盗難事件が頻発している場合。あるいは、家人が銃砲をもつてあそんでいたとか、また、保管庫に収納していないといふような事情がうかがわれる場合など、銃砲の保管状況について立入検査によらなければ正確に把握することができない場合がこれに当たるといふふうに考えております。

○上林繁次郎君 これも出ましたけれども、資格審査の場合ですね。資格審査の場合、たとえば同僚議員が岐阜県の例等を挙げて話がありました。あれを見ますと、極端な表現ですけれども、くしゃみをしてもだめだというよくなね、そういう感じの審査内容。これでだれも資格を得られる人は出でこない、こんな感じがするわけです。そのことによつて、梅川事件が起きてあのときを一〇〇として今日と比べますと、銃砲店の売り上げの発展とかなんとか言つてゐるけれども、警察庁が経済の発展の足を引っ張つてゐるようなものでありますよ、法律をつくつて。そういうことにもつながるといふことでね、そういうことがあってはならぬ

それで、資格審査の基準というものを明らかにすることをはつきり言いましたね。それと同時に、それが明らかになればこんなことはないと思うけれども、念のためにお尋ねをしていくんですけれども、梅川事件以来というものは、申請をいたしますと二ヶ月、三ヶ月、長いのは半年といふふうに大変な日数を要するというのです。何をやっているんだろう。これはかえって警察庁が不信感を買う大きな原因になりますよ。これはいわゆるいやがらせというか、ひいては事務怠慢ですよ。やらくちやならないことをやらない。また一面では横暴と、こういったことになります。そういうことがあってはならない。それで国民から信頼を得ようと思つたて信頼得られるわけがない。ですから、この審査の日数といいますか、これはもつともと――許されているんですけどから、それならばやはり適切な日数といいますかね、これを考へる必要があるだろう。二ヶ月も三ヶ月も半年もほつたらかしておいていいんだといふものではない。その点を私ははつきりすべきだと、こう思いますがね。この点ひとつ、どういう考えでありますか。

○上林繁次郎君 まあそれが妥当だと思いますね。一ヵ月ぐらいでもつて結論が出るということがあなたがね。それを期待しております。

最後に、時間がありませんので、大臣にお尋ねいたします。

前回の委員会から私たちもいろいろな角度で、あつちにへつこみがあつたり、こつちに出つ張りがあつたり、そんな法律案では困ると。ですかから、やっぱりすべてが法のもとに平等という、その利益について平等に享受できる、そういうつたものでなければならぬだろうと、こういう立場からいろいろと論議をしてきたわけです。で、この委員会といふものは、まあ法律案が出た、しかしわれわれ考へて、その法律案の中に盛られてゐるよりもわれわれが言つてゐる方がもう一步進んでゐるではないかといふうに、だれが考へてもそなう考へられることがうたわれないということでは、私は何のための委員会であり、何のためのいわゆる審議機関であるかということがわからなくなつちゃう。そこで、私大臣に確認をしておきたいのですけれども、委員会とは何をやるところなんだ。審議といふけれども、審議といふものは何のためにやるんだと。この辺のところを明確にしておかないと、委員会をやってもむだになつてしまふんぢやないか。極端な言い方かもしませんがね。だけどもそんな感じもしないではない。片一方は、これ以上どうにもなりませんよ、幾らいい意見を出してみたってこれ以上は私たちのメンツがあります——そうは言わない、言わないだらうけれども、ダメですと。何でも運用面からそれは配慮しましょうというだけのことだ。それでは私はまずいんぢやないか。やっぱり直すべきあるのはえりを正して、その考え方については、一歩進んだものについては、それは大いに取り入れるといふものが私はなればならぬだろうといふうに思うのですが、その点、ひとつ最後に、締めくくりに、今後のことも含めまして御答弁願いたい。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私ども、政府としては、これが最善であるということで法律案の御審議を願うわけですけれども、委員会としてはまたいろんな角度からそれを御批判なさって、修正を必要とするときは修正をしていただきなり、これは通さぬというならばこれはまた当然の国会のお役割りですから。ただ、私どもとしては最善と思つて出しておるのですが、委員会で法律案をお認めを願つたといたしましても、委員会でのいろいろな御議論、これは当然その法律成立後の運用面において十分配慮してやらなければならぬと、かように考えておるわけでございます。したがつて、十分ひとつ御審議をいただきまして、私どもの足りないところは、御指摘をいただけば私どもとしてはそれを守つて合理的な適切な運営を図つていきたいと、かように考えております。

○委員長(後藤正大君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日 加藤武徳君が委員を辞任され、その補欠として三浦八水君が選任されました。

○神谷信之助君 まず、国家公安委員長にお尋ねします。

この法改正の重要な契機というのは、いわゆる梅川事件の発生にあることは明らかでありますし、しかもその後の警察庁の調査によりましても、凶悪犯罪者あるいは暴力団の組員が許可をされて銃を持っているという、そういうのも多数存在をするという状況ですから、これらの規制が必要であるということは言うまでもないし、また国民はそのことを期待をしているというふうに思っています。しかし同時に、銃を持っている銃の所持者の大多数の方々は、健全なるスポーツの愛好者であり、あるいはまた獵によって生活を立てている人であるわけですから、これらの人には不便を与えており、あるいは規制を加えられるということがあつては、あるいはいろんな不安、恐れを持たせることがあつてはならないというふうに思つて

んですが、この点についてまず公安委員長の見解をお聞きしておきたいと思います。

○神谷信之助君 そこらの、これでよくわからぬでさらには調査をするという場合問題なんですがね、たとえば前科、前歴についても問題がない、必要と固定をしている、しかるべき社会的地位といふのは狩猟といいますか、いろんなことをなさつていらっしゃる大部分の方は、これは本当はこんなものなくたって一向に差し支えないものだと思って、十分ひとつ御審議をいただきまして、私どもの足りないところは、御指摘をいただけば私どもとしてはそれを守つて合理的な適切な運営を図つていきたいと、かのように考えております。

○神谷信之助君 そこで第二の問題は、資格取得に当たつての調査あるいは許可を与えるに当たつての調査ですね。この点の基準については、第四条の二で四項目挙げられて、その第四項では、「その他の総理府令で定める事項」、この中身については先般の委員会でも保安部長の方から具体的に明瞭になりました。したがつて、一般的には大抵の人がこれに基づいて資格を与えてもらいたいと認めます。この点の基準については、第四

条の二で四項目挙げられて、その第四項では、この法改正の重要な契機というのは、いわゆる梅川事件の発生にあることは明らかでありますし、しかもその後の警察庁の調査によりましても、凶悪犯罪者あるいは暴力団の組員が許可をされて銃を持っているという、そういうのも多数存在するという状況ですから、これらの規制が必要であるということは言うまでもないし、また国民はそのことを期待をしているというふうに思つてます。しかし同時に、銃を持っている銃の所持者の大多数の方々は、健全なるスポーツの愛好者であり、あるいはまた獵によって生活を立てている人であるわけですから、これらの人には不便を与えており、あるいは規制を加えられるということがあつては、あるいはいろんな不安、恐れを持たせることがあつてはならないというふうに思つて

します。

○政府委員(塩飽得郎君) 許可の申請のときに提出していただく資料、これでどの程度わかるか。基本的なことはわかりますし、それから調査をす

るという二段階が当然出てくると思います。

○神谷信之助君 私は公安委員長、だからその点で余り神経質になり過ぎてかえって審査がずっと長期にわたつて、そして何か疑われているようなことでしょうか。これは危ないぞといふことになります。そういうような印象を与えるよう

と、かのように考えております。

○神谷信之助君 そこで第二の問題は、資格取得に当たつての調査あるいは許可を与えるに当たつての調査ですね。この点の基準については、第四条の二で四項目挙げられて、その第四項では、「その他の総理府令で定める事項」、この中身については先般の委員会でも保安部長の方から具体的に明瞭になりました。したがつて、一般的には大抵の人がこれに基づいて資格を与えてもらいたいと認めます。この点の基準については、第四

条の二で四項目挙げられて、その第四項では、

この法改正の重要な契機というのは、いわゆる梅川事件の発生にあることは明らかでありますし、しかもその後の警察庁の調査によりましても、凶悪犯罪者あるいは暴力団の組員が許可をされて銃を持っているという、そういうのも多数存在するという状況ですから、これらの規制が必要であるということは言うまでもないし、また国民はそのことを期待をしているというふうに思つてます。しかし同時に、銃を持っている銃の所持者の大多数の方々は、健全なるスポーツの愛好者であり、あるいはまた獵によって生活を立てている人であるわけですから、これらの人には不便を与えており、あるいは規制を加えられるということがあつては、あるいはいろんな不安、恐れを持たせることがあつてはならないというふうに思つて

します。

○政府委員(塩飽得郎君) 申請をしてきた人の大

部分がこれは善良な市民であると、これはまあ事

実だと思います。その場合に、審査をするとき

に由請書類があつてそれが事実であるかどうか調

べなければならぬでしょう。そうすれば、大体事

実であれば、前回問題にしたような、いろいろな

個人の生活態度とか夫婦仲がいいとか悪いとかと

いうに至るまで、あるいは職場でどう思われる

とかというようなことに至るまで細かく調べる

必要はないんじょ。大体一般的には、多数の

人は善良な人が出しますよ。問題は、その中に

暴力団の組員やとかあるいは前歴のある者、ある

人は病歴のある者とかいう者が含まれておるかど

うかというのをピックアップして、その点につい

て事実かどうかを確かめていくことでいい

というように特定をし限定をするというようにし

んじないです。その点はどうなんですか。

○政府委員(塩飽得郎君) 申請をしてきた人の大

部分がこれは善良な市民であると、これはまあ事

実だと思います。その場合に、審査をするとき

に由請書類があつてそれが事実であるかどうか調

べなければならぬでしょう。そうすれば、大体事

実であれば、前回問題にしたような、いろいろな

個人の生活態度とか夫婦仲がいいとか悪いとかと

いうに至るまで、あるいは職場でどう思われる

とかというようなことに至るまで細かく調べる

必要はないんじょ。大体一般的には、多数の

人は善良な人が出しますよ。問題は、その中に

暴力団の組員やとかあるいは前歴のある者、ある

人は病歴のある者とかいう者が含まれておるかど

うかというのをピックアップして、その点につい

て事実かどうかを確かめていくことでいい

というように特定をし限定をするというようにし

ないと、これは健全な愛好者にとって不利益をもたらすということになりますから、その点をひとつはつきりしておいてもらいたいというように思います。

○政府委員(塩飽得郎君) 調査に当たりましては、御趣旨を体しまして十分人権侵害にわたらぬよう注意してまいりたいと思います。

○神谷信之助君 それから第二の問題は、教習射撃場における備えつけ銃の問題です。これは私は前回も備えつけ銃制度をやらぬやならぬという理由をいろいろ聞きましたけれども、やっぱり納得することができないです。だから、今度の法改正あるいは警察庁の方の考え方の基礎には、とにかく不必要的銃は持たせないという考え方。必要な銃を持たず必要はないとも思います。ところが、それが余り強度になりますと、逆に、もうできるだけ銃を所持することを制限をする。銃の愛好者をもうこれ以上拡大をしないということになると、なってきますと、スポーツとしての射撃が発展をしないことになりますね、これは。だから、そこまでいくとこれは大変なことになる。この考え方底に私はあるんじやないかということを非常に心配するんです。

第一何でしよう、まあ私も軍隊の経験がありましたが、そのときに初めて自己の銃というやつを持ちましたけれども、自分の銃として持ち、手入れをしあるいは分解をしたりしてなれ親しむというのが、実際には射撃の確度を上昇させるし、それから銃の安全操作の上でも非常に役に立つ。このことははつきりしておるのじやないかと思います。ですから、資格を認定されてそしてみずから度は実包はないわけですから、装てんをしないままでみずからいろいろ掃除をしたり手入れをしてそして練習をする。で、家へ持つて帰つて、今持は許さない。それで教習所へ行って実包を持つてそこで練習をする。で、家へ持つて帰つて、今

が銃の安全操作を第一にしている限りは、その安全操作に熟達をする上でも自宅で復習をするというのはいいことでしょう。だから、そういう教習の他について新たな出費を求めるというのは、これはまさにその点ではちょっと行き過ぎの面があるのではないかというように根本的に私は思うんです。この点、公安委員長いかがですか。——もう部長の意見はこの間聞いておりますから。  
○國務大臣(後藤田正清君) 議論の分かれるところじゃないでしょうか。今回改正をお願いしておるのは、ともかく銃というものはやはり危険なものである、これはもう間違いありませんね。それを、銃を扱ったことのない全くの素人がいきなり買って家に持ち込んでおる。なるほど弾は云々とおっしゃいますけれども、これまた実際問題としてなかなか弾の規制というのは容易でないわけですね。しかも、銃の操作になれるることは必要でしょうけれども、初心者がいきなり危険なものを買つてきて家中で練習をせられたのでは、私はこれはやっぱり危険を伴うのじゃなかろうか。そこで今回は、一定の教習所に備えつけ、そこできまづ銃にある程度なれていただいて、同時にまた心構え等も、これは当然教習所で教えると思います。  
ただ私は、率直に言いまして一つ心配は、教習所というものの実態ですね。これが人家を離れたところ等にある、そのときの訓練銃の保管の点について、この点をよほど今回の改正案では気をつけてやらなければいけないのじゃないか。この点を私はむしろ心配しておるのでですが、御質疑の点は、やはりなれる必要はあるでしょうけれども、

いきなり家に持ち込まれるということは避けていただきたい、かように思うわけでございます。  
○神谷信之助君 公安委員長、ちょっと認識が違うんですね。仮許可時代、まだ一年そこそしが制度ができるからありませんけれども、仮許可の時代に犯罪なり事件が起つたことはないんです、一件も。事件は全部許可もろうてからですよ、起つておるのは。だからそういう事故がないのに、それこそ何とかおびえてそして備えつけ制度をするというのは、私はその意味からも納得できない問題なんですね。

時間がありませんからその次に行きますが、先ほど同僚議員の質問で、そういうめんどうなことになれば教習所の設置あるいは教習所の認定はもうやめると、返上するというような危険、おそれ、心配とかですね、それから、管理者と実際の教習の指導員ですか、そういう人とかがおられるわけですね。それで、教習完了の証明をするというのは管理者がやらなければいけぬ。今度は管理者が銃の保管の責任も負わなければいけぬということになってしまいますね。こういった点については、先ほど補助者とか代行者を検討するということがありましたが、これはひとつ実情に即して、トラブルといふか新しい不便が起こらないように、あるいは現状で改善すべき点がまだあるようですから、そういった点についても含めて善処してもらいたいと、いうように思いますが、その点はいいですか。  
○政府委員(塩飽得郎君) このたびの備えつけ銃制度の運用に当たりましては、射撃場設置者の經營の実態でありますとか、それから立地条件などを踏まえまして、実情に沿つた運用を図つてまいりたいと思います。

具体的には、備えつける猟銃の数については、射撃場の規模であるとかあるいは受けに来る人の数に応じた備えつけをする。あるいは、保管管理の方法につきましても、管理能力あるいは個々の射撃場の特色その他をいろいろと考えまして、著しい経済的負担のかからないように運用の面で十分考慮し、指導してまいりたいと思います。

○神谷信之助君 次の問題は、立入検査の問題で  
すが、先ほど必要と認める内容について総理府令  
で定めることを検討しておるというお話をでした  
が、これはやっぱり公安委員長、大多数は先ほど  
言いました健全なスポーツ爱好者あるいは獣を業  
とする人たちであるわけですから、これの乱用は  
厳に慎まなきやならぬ。この点は提案者の方も  
強調はされております。したがつて、これを内部  
的通達で必要と認める範圍を決めるということで  
あれば、これは国民の前にわからぬわけですね。  
だから、総理府令で明らかにしておけば、一般に、  
われわれ善良な者はその問題は関係ないといふ  
ことがより明らかになります。そしてまた、乱用  
を戒める国民的コンセンサスを得る面でもかえつ  
ていいと思いますから、この点ひとつ公安委員長  
の方も、総理府令で必要と認める内容、限度です  
る行政令のセービングクローズとともにいいます  
か、があるんですが、これはないんです。そこで  
私は、実は、これ総理府令で決められるかという  
疑問を持つております。ところが事務方に聞いて  
てみると、禁止規定がないからそういうのは  
総理府令で決められますということござります  
ので、それならよからうと、こういうことにいた  
してしております。したがつて、御質疑の点は総理府  
令で決めたいと思います。同時にまた、運用上は  
当然十分注意をしてまいりたいと、かように思い  
ます。

任せされました。

○江田五月君 同僚の委員の皆さんからいろいろと御指摘があつた点、私もそれぞれに論点などは思います。しかし、銃を持っておる者大部分の人は善良な人だということであります、それはどうには違ひないんですが、国民という観点から見ると、国民のそれこそ大大部分は、銃を持つてもいいし、銃に関心もないわけであります。この銃砲刀剣類所持等取締法というのは、銃砲を持つ者の利益の調整を図る業法とはいさか可笑を異にする法律であつて、議論がいろいろと細かなところに入つてまいりますと、どうしてもこの法律の一番基礎は一体どこにあるのかということころに立ち戻つて考えていかなければならぬ。その点で、銃砲、刀剣類の所持ということの利益について、一体どの程度の権利性をお認めなのか、どういうものとお考えなのかということを伺つておきたいと思うんです。とからくこうした法律が議論になるときは、その法律に直接いろいろの利害関係を持つ者の声は強くなりますが、一般の国民の声というのはどうしても弱くなりがちな点があります。幸い私はこの法律についてはどこからも幸か不幸か陳情も何も受けしておりませんので、ちょっとそういう点を聞いてみたいと思います。

務のために持つておる。しかし、持つておる人の大部分はスポーツでござりますね。そうしますと、そういうた社会的で銃を持つてスポーツとして楽しんでいらっしゃる方が多数あるというのも、これは否定し得ない現実でございます。その数は、まあ一人で何丁も持つておる人もおるのかもしれませんが、大体今日八十万丁ぐらいだと思います。そうしますと、そういうた社会的実態、これを否定するわけにもいきませんので、そこで、一方非常に危険なものであるという原点は私どもは考えております。しかし、他方いま言つたような点もございますので、その調和をどう図つていくかということ。その調和を図る際に、何といいますか、いわゆる規制の際のいろんなやり方の面で人権上に十分な配慮を加えなきやならぬと、こういうようなことでお答えをいたしておるわけでござります。したがつて、私どもこの法の根拠は、やはり一方には危険なのですよ。国民の大多数はそれは縁がないかもしれない。しかし、八十万という方がこれでともかくスポーツとして楽しんでいらっしゃるんだというこの事実もこの際はやっぱり認めなきやならぬ。こういう調和の上に立ちまして今回の改正もお願いし、同時にまた、この法律のもともとの立法理由はそこにあるのだろうと、かようと考えております。

くても範囲内以上のものではあり得ないと。そうしますと通常の財産権としても、いまお話しの、銃砲、刀剣というものが非常に危険なもので、あると、善良な所持者は別にどうということはないわけですけれども、しかし、銃砲が危険なものということに着目しますと、銃を持つ者がいわば文字どおり社会的な強者になるわけですね。これを持たない者に向ければ、それで一発で人を殺傷できるわけです。持っていない者は弱者になるわけです。少なくともそういう危険がいつもはらまされている。抽象的危険性というものを持っているわけであります。そうしますと、銃を持つ者、あるいは銃に特別の利害を持つている者は、そうした抽象的意味で社会的な実力的な強者になるという点から、もう一度公平を回復しようと思うと、やっぱりいろんな規制を受けることはやむを得なくなってくるのではないか。そこに、銃を持つている者が重い保管責任を課せられるとか、あるいはいろいろと報告をしなきゃならぬとか、立入検査を甘受しなければいけないとか、あるいは銃を持つ場合に自分の性格であるとか病歴であるとか、あるいは過去の前歴であるとか、そういうことに至るまでいろいろと調査を甘受しなきゃならないということが出てくるのではないか。そういうことが基礎にあるのじゃないかということですね。これをどういうふうにお考えになるか。

○政府委員(塙鉤得郎君) 銃の権利がどういうものであるかとか、その辺の基本的な考え方については、財産権であるかあるいはまた幸福追求の自由権であるか、その辺の御議論があろうと思いますけれども、確かに社会的に危険なものを所持するということで、いま御指摘のありましたような受忍義務、あるいはいろいろな問題を甘受する義務が生じてくるという点も、おおよそそのようなものであろかと思います。現在の銃刀法も、許可を受けた者、あるいは許可の申請につきましては、かなり厳しい態度で規定されているわけでございますので、そういった点から、銃そ

○江田五月君 その国の基本的態度として、銃砲、まあ銃ですかね、スポーツとしての銃の発展ということについて一体どういう態度をおとりになるのか。わが国民は狩獵民族じゃありませんので、私も銃を持つて山野を駆けめぐってドンと撃つというのは多分気持ちのいいことだと思うし、やつてみたいというような気持ちもしますけれども、まあ狩獵民族でないので、それほど銃に特別のセンチメントを持つてない民族じゃないだらうと思います。さらにまた、狭い国土でありますから、そこはやはりお互い同士、武装といって、みんなが銃を持って駆けめぐるようになつたからこそ危なくてかなわぬ。あるいは、同一民族でも余りそろそろそんなことは考えなくともいいお互いの間柄ぢやないか。あるいは、國の治安、先ほど公安委員長がおっしゃっていたとおり、非常にいい国でありますし、どうも銃砲の産業によつて國の經濟を發展させるという考え方もいかがなものかと思われるようなことでありますし、スポーツとしての銃の發展もありましょうが、國民一般が銃に親しむことを目指すべきだとか、あるいは正しい銃の扱い方をみんなが知るべきだとかいうような態度を特におりにならなくともいいんじやないか。むしろ、もし銃をお持ちになるならば、もし銃にいろいろと御関心がおありになるならば、これだけの厳しい規制を守つてやりなさいよという程度でいいんじゃないでしょうかということを伺つておきます。

○政府委員(塙飼得郎君) 銃は、一部愛好家が大変おられるわけでございますが、やはりスポーツとして見た場合、これは健全なスポーツの一つでありますし、そういう意味では、スポーツとしてそれなりに發展を遂げるということもそれはそれで結構だと思います。ただその場合、やはり十分な指導を受け、また安全に注意をしてという義務は当然生じてくるだらうと思いま

す。そういうことから、一般的には確かに危険物なのでない方がいいという意見も出ると思いますし、少なければ少ないほど治安上はいいんだという意見も一部では出てくると思います。そういうことで、管理された形で十分安全性、危険性といふものに注意した形でスポーツとして発展する、あるいは楽しむということは、これはあり得る話だと思います。しかし、本質的には危険なものであるという認識は、これは当然持つべきであろうと考えております。

○江田五月君 どうも、何か答弁がちょっと歯切

れが悪いみたいな気がしますが、野党の同僚委員

の皆さんの中でバランスをとるために多少角度を

変えた方向から質問をしてみましたが、角をためて牛を殺すというお話がありましたか、何が角で

何が牛であるかということをひとつ間違わないよ

うにやつていただきたいと最後に申し添えまし

て、質問を終わります。

○衛藤征士郎君 今回の法改正で一番懸念されて

いるところは、先ほど公安委員長からの御答弁も

ございましたように、教習射撃場に備えつけるい

わゆる銃の管理、保管の問題でございます。教習

射撃場に保管するなりあるいはそれにかわる場所

に保管、管理するなり、この点につきましては十

分慎重にお取り組みをお願い申し上げたいと思う

わけでございます。

また、今回の法改正によりまして、教習射撃場

の設置者あるいは設置及び管理者、さらに利用者

間における、いわゆる従前どおりの利益がバラシ

スをとつて維持されるように、特に運用について

の実態に即した措置をお願い申し上げたいと思

うわけでございます。とりわけ、新制度になります

と備えつけ銃で、たとえば検定試験を受ける場合

でもそういう実態も出てくると思います。特にラ

イフル銃等におきましては、射撃の照準を正確に

合わせ、また正確なる射撃が要請されるわけでございますが、現在の検定試験におきましては試射

数が少し少ないんじゃないかというようなこともあらうと思うわけでございまして、現在検定につ

きましては試射数が十発以内、それから、いわゆる検定の数が二十発ということになつておるわけだと思いますが、備えつけの銃でこれからそういうものが、検定が要請されるということになります。

ことと、こういったことにつきましても特に運用に

ついての配慮が必要である。そこで、現行のいわゆる検定における試射数を十発以内から少なくともこれを三十発ぐらいにふやす、それは私は必要

じやないだらうかと、このように考えておるわけ

でございます。これが一点。

第二点は、具体的なことです。が、すでに同僚議員から出ておりました、いわゆる教習射撃場の設

置者それから管理者、特に管理者を、補助要員と

かかるいは複数の管理者を置くようにというよう

な要望が出ておるわけでございますが、私は特に

防衛施設を利用するときの防衛庁側との詰めとい

うものを特にお願ひ申し上げたいと思うわけでござります。この点につきましては詳しく述べを

願ひ申し上げたいと思います。また、御案内によ

うに、その射撃が、いわゆる教習が終了したとな

りますと、射撃教習終了証明書というものが出る

ようですが、これにつきましても特に防

衛庁の施設を利用したときはいろいろとすでに

トラブルがあつたようございますし、いま一步

というところにきておつたのが詰めがなされてい

ないというようなことも承つておるわけでござ

ります。この点につきましては詳しく述べを

願ひ申し上げたいと思います。また、御案内によ

うと、こういうことでございますが、銃砲の危険性

ということから、許可をするには、本人の平素の

行状であるとかいろいろな調査が必要なわけでござります。この点につきましては詳しく述べを

願ひ申し上げたいと思います。また、御案内によ

うと、この制度の改正に当たりまして、この詰

めをなしましてから制度の改正というものにつき

ましての踏み切りをお願い申し上げたいと考えて

おりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

すでに同僚議員から出ておりました、ライフル

銃等の所持許可に際しましての手続に係る調査と

いいましょうか、これがすでに出ておりました

が、きわめて長いと、中には半年以上というも

もあるというようなことで、非常に不満もあるよ

うでございますので、この点につきましては、許

可できるものにつきましては速やかに許可をして

いただきますように。まあおおむね一ヶ月とい

うような保安部長の御答弁ございましたが、そのこ

とにつきましては、何とぞ速やかに所持許可ができるように御配慮賜りたくお願い申し上げたいと思います。

以上の点につきまして、保安部長から御答弁をお願い申し上げたいと思います。

○政府委員(塩飽得郎君) まず第一点の、ライフル銃の所持許可に絡む問題でございますが、ライフル射撃につきましては、御指摘のような事情も勘案いたしまして、検定に際しては試射数を現行のものより多くすることを検討しております。具體的には、御指摘のとおり、大体三十発を自途中に増加するように検討するつもりであります。

それから、防衛庁の施設を使用しての問題でござりますが、これは練習、訓練その他でかなり使

用している向きがあると思いますが、詳細につきましては担当の課長から説明をさしていただきたいと思います。

なお、所持許可の問題でございますが、所持許可に際して手続が相当手間取つている、早くせよ

と、こういうことでございますが、銃砲の危険性

ということから、許可をするには、本人の平素の

行状であるとかいろいろな調査が必要なわけでござりますが、特に十年もの長い間にわたる欠格期

間につきましての欠格要件の調査というのは、慎

重の上にも慎重にやらなければならないという点

もございます。そういった意味で時日をかなり要

する場合もありますけれども、大体一ヶ月程度の

期間を目途に調査あるいは審査を行いまして、そ

の結果、欠格条件に該当するかどうか疑いのある

者につきましてはともかくとしまして、明らかに

欠格条項に該当しないと認められる者には速やかに許可をするよう指導してまいりたいと思いま

す。

○説明員(佐野国臣君) 自衛隊施設を射撃教習場

に対する問題に関しましては、法律的に申し上げま

すと、自衛隊法のいろいろな規制を受けます射撃

場というものと、それから銃刀法の規制を受けま

す射撃教習というものの、これの調和ということに

なりますと、法律論としてもいろいろ衝突する部

分、あるいは解決しなきやならぬ問題がございま

す。したがつて、一般的には自衛隊の射撃場とい

うのは、射撃場としては指定されおりますが教

育の方から委任なり、まあ契約でも結構だらう

ん。したがいまして、さらにそれを教習射撃場と

いう形で今後持つていくことになります

と、なお自衛隊の管理権の問題なり、あるいはこ

いつたものをどの程度まで移譲していただければいいのかという問題、これについてまだ相当慎重

に検討してまいりたいと、かように考えております。

なお、先ほども御質問がございましたように、

教習につきましていろいろ支障が生ずる部分につ

きましては、極力検定の場面でそういつた不都合

を代替していくくというふうな措置なども考えてござりますので、その点御了解いただきたいと、か

なりますので、その点御了解いただきたいと考

えております。

○衛藤征士郎君 すでに質疑が行なわれておりますが、全国にある教習射撃場の数がきわめて少ない

と、なかなか御質問がございましたように、

まさに混亂が若干生ずるんじゃないかと思いま

す。しかるに、こういう自衛隊の射撃場を教習射

撃場として活用していくくという道をこの法改正に

よりまして開いていただきますように特にお願

い申し上げまして、終わりたいと思います。

○委員長(後藤正夫君) 他に御発言もなければ、

質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

神谷君から修正案を議題といたします。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対し、射撃教習用途の猟銃の備えつけ制度に關する改正点と、銃砲の保管に関する規制の強化についての改正点について、削除を求める修正案を提出するものであります。

本改正案が示された重要な契機は、昨年一月、大阪の三井銀行北畠支店においての猟銃殺人事件であり、犯人である梅川が、過去に凶惡な犯罪を犯していたにもかかわらず、法の不備によつて銃の所持許可が与えられていたというからであります。しかも、その後の警察の調査でも、凶惡犯にいままお多数銃の所持許可が与えられているという事態から見ても、当然これらの者に許可を与えるべきではありません。

なお、付言するならば、銃刀による犯罪の大半は、何よりも暴力団などによる銃の不法所持による犯罪であり、その根絶こそ真の解決の道であることを強く主張するものであります。

現在、銃の所持許可が与えられている大半の所持者は、健全なスポーツとして愛好している人たちであります。しかし、本改正案の中身には、これらのスポーツ愛好者に対してまで不当な規制が加えられることがあることがあります。しかも、この改正部分は、五十三年度に仮許可制度として改正されたばかりであり、この制度によって何ら事故が起きていないにもかかわらず、仮許可の段階では銃を所持させる必要はないという理由のみで、備えつけ銃以外の銃での教習を禁止することはきわめて問題であります。銃のスポーツ愛好者にとって、自己の銃で教習を受け、かつ実包などを装てんせず、分解手入れなどの復習をすることは、銃の安全操作を中心とする教習の意義から見ても当然であります。

さらに、教習射撃場に銃の備えつけを義務づけることは、保管庫の設置、管理体制などに多額の費用を要するため、必要な教習射撃場さえも廃止に追い込まれるそれもあり、また、公共施設の場合には、管理、保管の面で新たなトラブルのそれもあります。

○佐藤三吾君 私は、ただいま可決されました銃刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

○委員長(後藤正夫君) 本改正案に対する附帯決議案を提出いたします。

○委員長(後藤正夫君) それでは、ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明瞭かにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、神谷君提出の修正案を問題に供します。神谷君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(後藤正夫君) 全会一致と認めます。よって、神谷君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に、原案全部を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(後藤正夫君) 少数と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

佐藤君から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤君。

○佐藤三吾君 私は、ただいま可決されました銃刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(後藤正夫君) 全会一致と認めます。よって、佐藤君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

政府は、本法施行にあたり、当委員会の審議の経過をふまえ、次の諸点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

一、暴力団に対する取締りを一層徹底し、銃器使用犯罪の絶滅のため万全の対策を講ずること。

二、銃による危害を防止し、公共の安全を確保するため、獵銃用火薬類の不正流出防止の徹底を期すること。

三、射撃教習を受ける資格の認定及び銃砲刀剣類の所持許可の際に行う調査については、統一基準により、且つ必要な限度を超えないよう指導すること。

四、獵銃の保管場所に対する立入検査等の権限の行使については、明確な基準に基づき運用し、関係者の承諾、四十八時間以前の通告、日出から日没までの時間内を原則とする等、私生活の平穏を害することのないよう特に慎重を期すること。

五、射撃教習に用いる猟銃の備付け制度の実施にあたつては、資格認定の申請の際に、許可を得た後所持することを予定する猟銃を特定し、その入手についての譲渡承諾等の内容を記載した書面を添付させるなど、銃砲販売業者間の公平に十分配慮すること。また、猟銃の備付け、管理、保管などにおいて、実情に即し対処すること。

六、いわゆる眠り銃の許可取消しについて、病気、長期出張など正当な理由がある場合は、これを配慮すること。

右決議する。

○委員長(後藤正夫君) 地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

○委員長(後藤正夫君) 地方行政の改革に関する件、並びに昭和五十五年度自治省関係予算及び警察厅関係予算に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○志苦裕君 私は、後藤田さんが自治大臣になれて初めてでありますから、ひとつ自治大臣としての認識について、少し冒頭にお伺いをしたいと思います。

いわゆる地方の時代、地方の時代論と言つてもいいかもしませんが、クローズアップされまし

制度調査会の総会においてのあいさつ、あるいはこの九十一国会における地方行政委員会での所信に幾らかその辺について触れてはおるのであります。改めていわゆる地方の時代という、あるいは言葉程度のものかもしれません、そういうものがとにかくに登場をしてきた背景について、どのような認識を持つておられるか。で、その中身は地方分権でありますということを歴代の大臣がお答えになつてはおるのであります。内閣の貫性という意味では恐らくその辺に異存はなかろうと思うけれども、この地方分権と言われるものについての認識もこの際に改めてお伺いをしたい。悪口を言うようで恐縮でありますが、あなたの歩いてこられたいわば官僚としての道は、余り地方分権とか地方自治にはなじまないような印象を受ける大臣でありますから、この辺はしかと承つておきたい、こう思うわけであります。

つてきたんだけれども、しょせんこれ以上は、最近の国民全体の価値観の変化とでもいいますかそういうふうなことを考えた場合に、いまのようないやり方ではなかなか全体の統治作用とでもいいますか、それがうまくいかなくなつてきているのではないか。そこで見直しをしようという時期に入つてきていると思うんです。

そこでいわゆる地方の時代、これは人によつていろいろの見方があります。ありますようけれども、そういった考え方で、私はいまのやり方をもう少し地方団体が、自分の身近な仕事というものはこれは地方団体めずからの方で住民の意思というものを強く反映させながら処理をしていくような仕組みに変える必要があるのではないか。同時に、そういった仕組みに変える以上は、それを自分の手で、地方自治なんですから、やることがでできるような裏打ちがなければならない。つまりは地方に対する税財源の配分、こういうものも、現在のままでは実際問題として地方が自分の仕事を自分の手で、自分の力でやるということができるのではないかと、かように考えておるわけでございます。

そこで、そういった観点に立つて、今日国、地方を通ずる行政改革という問題が大きく浮かび上がってきておる機会でもございますので、行政改革の際にいま少しく実のある地方分権、地方自治の推進をやっていく必要があるだろうと、かように考えて、そういった仕事に取り組んでいきたい、こういうよしなのが私の基本的な物の考え方でございます。

○志苦裕君 御答弁は、率直に言つて大変申し分のない答弁だと思うんですが、ただ、その程度のことなら、戦後憲法をつくり地方自治法を制定した理念の中にやはり含まれておったと思うんですね。しかし、それがそのとおりには進んできておらないところに問題があるわけありますが、明治百年、まあ一口に言えば中央集権の時代であつた。集権型行政というものは何とかにも悪いかなど、うといと、そうではないわけでありまして、集権と

分権の座標の軸の置き方が絶えず問題になる点だと思いますんですね。特に最近その座標の軸を分権の方に大きく移そうという、これが国民的合意になりつつあるわけでありまして、それにはそれなりの背景があるわけだと思います。そういう点についてはどうのような理解をしていらっしゃいますか。

○國務大臣(後藤田正晴君) その背景というのは私が、実際心配しておるのは、どうもこれ以上中央がもうめんどう見れなくなつたと、だから地方ひとつやつてくれよと、こういった考え方で今日の声が出ておるのでは大変だ。それは私どもとしては認められない。やはり地方分権を進める以上は、先ほど言いましたように実の伴つた、つまりは税財政の改革が私は根本になければならぬと思っているのですが、そういう意味合いでやつてもらわなければならぬなと、こう思つております。で、なぜそういうことが起きたんだと言えば、いま言つたようなことは心配ですが、やはり何といいましても、これは国民全体の私は意識の変革があるのじゃないのかなと思います。やはり身近なことはもうおれたちにひとつやらしてもらいたいと、いわゆる住民参加とでも言いますかね、そういう物の考え方が基本にありはしないか。ただし、私は今日の住民参加のやり方全部を容認しているわけではありません、行き過ぎの面がござりますから。しかしながら、基本はそういうところにあるのではなかろうかなと、かようく私は考えております。

○志苦裕君 その点は、おいおいとまたお尋ねいたします。

ところで、あなたは大平内閣の閣僚の一員でもあるわけで、ちょっとそういう視点でお伺いをしたいんですけれども大平さんはこれからは文化の時代だと、文化の時代は地方の手によってその多くを達成をしなければならぬ。したがつて、文化の時代は地方の時代である。で、それを進める手法の一つとして、田園都市構想というものを提唱をされておるわけであります。この田園都市構

想についてでは、私はこれが提唱されるとすぐ当委員会でも、またかかるべき場所でもいろいろやりましたけれども、どちらかと言うとまだ理念の域を出ておらない。大きい転換の時期に試行錯誤や模索があるのは当然でありまして、まだ具体的な手法を持つてないからそれが悪いなんという、それほどの短兵急のことを言うつもりはないんであります。しかし、田園都市国家構想あるいは田園都市構想に対する大臣の評価といいますか、認識といいますか、これはいかがですか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 大平さんの言つておる田園都市構想というのは、一つの政策の方針ともいいますか、基本理念といいますか、哲学であると思います。この大平さんのお考えは、これから先の国づくりといいますか、それは中央の手がどんどん今までやつてきたんだけれども、そういう手法ではなくて、何といいますか、地方を中心にならそれぞれ特色のある地域づくりをやつしていく、その特色のある地域づくりの集大成でもつて新しい国づくりをやる必要があるだろう。そうすることによって都市には、何といいますか、潤いとでもいいますか、地方、田舎には活力、こういったものを与えることができるような新しい国づくりの手法をやつていまたいと、これが大平さんのお考えだらうと思います。私は、その考え方には賛成でございます。

ただ、これは考え方、哲学でありまして、それを具体的にどうするんだということになると、御案内のように、今日私は率直にいって縦割り行政の弊が出てきておると思います。この大平さんの考えが出た途端に各省それぞれおれのところはもうつもりでおりますが、広域市町村圏構想というものがある、国土庁ではモデル定住圏構想というものを持ち出す、建設省には生活圏構想といふ

のがある、農林省は何々構想というものがあるといつたようなことで、受ける方の地方は一つの受けざります。たしかに、こういつた新しい政策手法というものが出来たときに、各省それぞれといった立場で仕事をやつしていくという意気込みに燃えてやることは、現実の行政の進め方としてはそれなりの効果があると思っています。したがつて、いまはそれでよろしい。しかし、先行きはこれはやはり一つに統合せられたものでなければ実際的な効果は上がらないし、ばらばらになる恐れがある。この点は十分これから先政府としても気をつけて、いわゆる縦割り行政の弊がこの構想実現の過程で出てこないよう注意をしてまいりたいと、かように考えております。

○志苦裕君 それで、あなたにこれを聞くのはまことに、これが田園都市構想と言つてはいた。大平さんは、最初田園都市構想と言つていたんですよ。田園都市構想と。これは確かに一つの理念でありまして、都市の持つバイタリティーと田舎の持つ潤いといいますか、自然といいますか、そういうものを高次に連結をして彼は田園都市構想というものを提起をして、それは個性のある地域づくりという視点に立てば当然地方自身の手にそれがゆだねられる。それらをとらえて、たとえば自治省の幹部あたりでも、これで従来の集権型国土開発の発想から分権指向型の開発に向かうというようなコメントなども加えておつたくなります。そういうものとはちょっと違うような気がしてならない。どちらにそういう発想があるのかなと思つたら、「田園都市国家の構想 総論の検討を終えて」という、政策研究会・田園都市構想研究グループという大平さんの諮問機関です

な、これがこういうことを言つてゐるんですよ。ちょっと参考のためですから。「我が国は、西欧先進諸国の工業力水準、所得水準に追いつくことがあります。たしかに、こういつた新しい明治開国以来の長期国家目標達成した。」まさにこれは国家目標だ「いまや我が国は、物質的豊かさと便利さ、自由と平等、高い教育と福祉の水準、発達した科学技術、大小無数の都市による国全体の都市化、そこにちりばめられた高度の生産施設や生活関連施設、それらを結ぶ交通通信網などを整備拡充してきている。」これは事実です。「とりわけ、新幹線網、テレビ、自動車の普及などは」——以下が問題なんです。「農村生活を根本的に変化させ、都市と農村との伝統的な格差、対立は急速に消滅に向かいつつある。」といふ認識なんですね。「これらは、われわれが日本全体を一つの大きな国家都市として把え、田園都市国家の建設という、より深みのある、より成熟した新しい文明の段階へ挑戦することを現実に可能にしている重要な資産である。」という認識があります。この認識というのは、むしろ都市と農村との差が聞いちゃって、そこにいろんな悩みや問題を提起するようになつたという発想ではないんですね。都市には都市の問題が出て、農村には農村の問題が出て、それぞれを何とか解決しようとする。それが、これが田園都市構想ではないんですね。むしろこれは都市と農村との伝統的な格差、対立が急速に消滅をします。だから、農村をわれわれが日本全体を一つの大きな国家都市ととらえていくに好都合な条件になつたという認識がこの前提にある。これらをわざわざおつたんですよ。

ところが、それが、しばらくたつたら国家構想というふうに変わってきたわけですね。これは、地域づくりは同時にそれが集まつていけば國づくりだから、国家構想と言つても不思議じゃないけれども、そういうものはちょっと違うような気がしてならない。どちらにそういう発想があるのかなと思つたら、「田園都市国家の構想 総論の検討を終えて」という、御説明をさしていただきたいと思います。

○政府委員(久世公義君) 先に、ちょっと経過的なことがござりますので、御説明をさしていただきますが、田園都市国家構想というのは、大平内閣が昭和五十三年の暮れにでき上がりまして、そのときに、田園都市構想ということが言われた当

やつぱり国が地方の時代を配給するようなそういう方向に行つてしまえば、これは依然として中央集権の延長であります。いわば中央集権のもとでこの潤いのある社会をつくると、こういう発想になりますと、大臣先ほども熱心にお答えになりました、もともと文化というのは個性があるものですからね。その狙い手がだれだということが非常に重要になつてくるわけであつて、地方自身の手でどう、これがすいぶん取られてしまう。私は、国家構想という名前がついたのは単なる言葉のあやぢない。地域づくりをまとめれば国づくりだという、そういう単純な結びつけではないのではないか。分権というものに対する発想の転換が依然としてないのじゃないか。国という全体を見て、この生々しい町づくり、都市づくりという氣がしてならないのですけれどもね。この点大臣どうですか。

それが証拠には、これだけの膨大なものですがれども、自治省の息のかかつた者が入つておるのをどうか知らぬけれども、これだけの中に「分権」の「分」はないんです、一言も。言葉のあやとして、個性のある地域づくりとかなんとかありますけれどもね。地域社会の創造というのはあるけれども、その狙い手がだれであるのかということはおよそその中にはないという点で、自治省は一人合点で、ようやく地方の時代がきた。おれが所管をする、おれの出場がきたみたいな調子のいふことを言つてはおれない。まあちょっとにおいてかがされただけであつて、集権の方へまたふと行くのじゃないかという気がするのです。この点いかがですか。

○政府委員(久世公義君) 先に、ちょっと経過的なことがござりますので、御説明をさしていただきますが、田園都市国家構想というのは、大平内閣が昭和五十三年の暮れにでき上がりまして、そのときに、田園都市構想といふ名前がつくり上げました。ああいうものと少しニュアンスを異にしてきているような気がしてならない。こういう線が強く貫かれていきますと、私は分権のものだという名前がつくり上げました。ああいうものと少しニュアンスを異にしてきているような気がしてならない。これは実は、この国家構想といふ名前がつく以前に、大平さんの提唱を受けて、自治省も仲間になつて、関係省庁で田園都市構想といふのはこんなものだというふうなことを勝手に解釈しまつて、ついでございました。ああいうものと少しニュアンスを異にしてきているような気がしてならない。たゞいま志苦委員から御指摘のあつた点でござりますが、田園都市国家構想といふのは、大平内閣が昭和五十三年の暮れにでき上がりまして、そのときに、田園都市構想といふことが言われた当

にも文化的にも、諸機能の分散多極化の方向を目指すものである」と、こういうような表現になつておるわけでございます。ここで言う「諸機能の分散多極化」というものがいわば分権というふうに理解されているわけでございまして、「新しい地域主義の提唱」というのも分権そのものを指すものにほかならないわけでございます。したがいまして、私どもも田園都市構想というものは田園都市構想と全く同じ理念であるというふうに受け継いでいろいろと検討を進めていた次第でございます。

&lt;/div

合わないといふものは関係閣僚で決めていくといふ物の考え方ですが、今回はそれも避けよう。むしろ、基本の決め方は関係閣僚で決めてしまおう。そして、その基本方針を一たん下へ下げて、そこでお下げ渡しを受けた事務方でその基本方針に従つて論議を詰めていく。さらに、その論議で決まらないものは関係閣僚で決めていく。こういう従来の手法とは変えたやり方でやろうと。その常任の関係閣僚としては、官房長官と大蔵と行管というものになつて、しかし、しょせんは、行政のそういう改革であるとか、こういった構想を具体化するのには、どんなことをしたってこれは地方に関係がありますから、そこで地方に関連のある事項、これについてはそれなりに自治大臣が加わって基本方針を決めようではないかといふことで、今日こういった申し合わせで処理をしておるというのが実情でございます。

○志苦裕君 や大臣、それが気に食わぬので

す。地方に関連のあることは自治大臣が加わっていふのじやだめなんです。自治大臣というのは政府機関です。政府そのものなんです。だから、

その仕事の分野として、ほかのずいぶん集権的な頭の大臣よりは気がきいておるというだけであつて、これはやっぱり国家機構なんです。そうでし

ょう。ですからこれは、ここには余りきついこと書かぬで——私が言つた意見はもつときつかつたんだけれども、まあそういう、地方にかかわり

のあるときは、地方公共団体の意向が反映されるよう適切な措置を講じると言つておつて、余り制

度的なものまで書き込まなかつたのですけれども、ここで言う、言うなら自治体の参加ですね、國政への参加。これについてはもうちょっとまし

いな手数かけて、また今度——大体十七次も何もせぬくせに十八次をまたつくつたりして、もうこ

れ要らぬと思うぐらいにずいぶんむだなことしておると思うんですけれども。そうでなかつたら

合はないといふものは関係閣僚で決めていくといふ物の考え方ですが、今はそれも避けよう。むしろ、基本の決め方は関係閣僚で決めてしまおう。そして、その基本方針を一たん下へ下げて、そこでお下げ渡しを受けた事務方でその基本方針に従つて論議を詰めていく。さらに、その論議で決まらないものは関係閣僚で決めていく。こういう従来の手法とは変えたやり方でやろうと。その常任の関係閣僚としては、官房長官と大蔵と行管というものになつて、しかし、しょせんは、行政のそういう改革であるとか、こういった構想を具体化するのには、どんなことをしたってこれは地方に関係がありますから、そこで地方に関連のある事項、これについてはそれなりに自治大臣が加わって基本方針を決めようではないかといふことで、今日こういった申し合わせで処理をしておるというのが実情でございます。

○志苦裕君 や大臣、それが気に食わぬので

す。地方に関連のあることは自治大臣が加わっていふのじやだめなんです。自治大臣というのは政府機関です。政府そのものなんです。だから、

その仕事の分野として、ほかのずいぶん集権的な頭の大臣よりは気がきいておるというだけであつて、これはやっぱり国家機構なんです。そうでし

ょう。ですからこれは、ここには余りきついこと書かぬで——私が言つた意見はもつときつかつたんだけれども、まあそういう、地方にかかわり

のあるときは、地方公共団体の意向が反映されるよう適切な措置を講じると言つておつて、余り制

度的なものまで書き込まなかつたのですけれども、ここで言う、言うなら自治体の参加ですね、國政への参加。これについてはもうちょっとまし

いな手数かけて、また今度——大体十七次も何もせぬくせに十八次をまたつくつたりして、もうこ

れ要らぬと思うぐらいにずいぶんむだなことしておると思うんですけれども。そうでなかつたら

かがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) おっしゃる意味はわ

からぬわけではございません。ただ、地方団体三

千三百あるわけですから、そこで私どもは及ばず

ながらも地方団体の意向というものを踏まえて、

いわゆる地方六団体、こういうものがあるわけ

でござりますので、當時それらの意向を踏まえながらやつておるつもりでございます。

○志苦裕君 余り進歩ないな、これは。まあこれ

はいずれまた出てくることですから、時間もあれ

ですから……。

それから、先ほど聞きますと、補助金から機関委任からいろいろあります。私はやっぱり、毎回言つてますが、天下りですね、俗に言う天下りといふことですが、天下りですね、俗に言う天下り。あなた首かしげておるけれども。天下りから

また天上がつてきた人たちもおるけれどもね。私は人間の素材というのは皆同じくても、それぞ

れ置かれた場所によつてずいぶん変わつていきま

すし、経験の積み方も変わりますから、ひとつ国

の規模でいろいろ豊富な経験を積んだ人を地方に

ちょっと貸してくれぬかと。地方にいる者は、た

まには國に來て勉強もするという意味で、いろいろ

な天上がつてきた人たちもおるけれどもね。私は人間の素材というのは皆同じくても、それぞ

れ置かれた場所によつてずいぶん変わつていきま

すし、経験の積み方も変わりますから、ひとつ国

の規模でいろいろ豊富な経験を積んだ人を地方に

ちょっと貸してくれぬかと。地方にいる者は、た

まには國に來て勉強もするという意味で、いろいろ

な天上がつてきた人たちもおるけれどもね。私は人間の素材というのは皆同じくても、それぞ

くというのは、本当の意味ではぐあいが悪いなと。これはやはり中央との人事交流ということも私の必要ではなかろうか。したがつて、それは中央で採用した人だけが天下りしていくのじゃなく、て、地方で採用した人も中央に上がつてくるといつたような交流をある程度しないと、血が新しくならない。血が凝固した場合には、その役所の発展性というものはこれはある程度停滞せざるを得ないと、かように思ひますので、この人事政策、人事交流の考え方は、基本としてやつていいと思います。たゞいたように、ほどほどだと、県の部長が仮に七人おるときに、地方の人は一人しかおらぬなんといふのもなきにしもあるらず。これは私は行きません。ありませんし、またそれが必要な部分がないと、かのように思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) 松浦君が立候補した

いということは、これは間違ひがございません。しかし、それは実際は、本人は最後までいやがつておつたんです。しかしながら、まあ諸般の事情

から立候補とすることでござります。ただ、あくまでもこれは私ども自治省という役所とは別でございます。これは峻別をして、彼は彼なりに、自由民主党的立候補予定者として党において全力を

挙げて応援をすると、こういうことでやつておる

よう思います。したがつて、私どもとしては、この全国区の選挙運動に伴つて、自治省関係者が

間違ひは起さないというように、十分戒心をし

てまいりたいと、かように思います。

○志苦裕君 まあ選挙のことはね、それぞれやつぱりこの辺で考え直すべきだ。むちやくぢやな

と、第何年次はどこと、俗にキャリア組と称する人のライフサイクルがもう決まつておるような、

そういうばかりなことはもうそろそろ見直しなさい

とかがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 志苦さんも、別段、天下りといいますか、天上がりといいますか、全

部がいかぬとは言っておらぬのだと、こうおつし

やるお言葉がありましたが、やはりほどほどとい

うことじゃないでしようか、これは。要は、とも

かく何年次がどうだこうだというので、中央の人

ておることですから私もそんなに言いませんが。ただ、まさか自治大臣の名前を松浦何がし後援会だとかに出して、それこそ自治体のしかるべきところに——まあ自治大臣というのは政治家ですか、構わぬといえば構わぬですが。しかし、同時に、自省のOBに自治大臣がついて、自省、地方行政の系列を通じていろいろ物が運ばれるということになれば、何となく自治大臣がものを言われたような——いや、物というのは文書とかそういう意味ですよ。あっちの物じゃないですよ。これはやつておらぬと思うのですが、知事名とかそういうものを使うのは、やっぱりお控えなった方がいいと思うのですね。知事、まして自治大臣名があればなおさらですけれどもね。ということは、私はこれはまだ意見としてだけ申し上げておきまして、どこどこで何があつたというようなことは申し上げませんが、まあ少し、皆さん自治省はおよそ関係がないと、こうおっしゃられるんでしようが、動きの様子から見ますと、ああ自治省やつておるんだなということがこう響きますからね。余り響くとこつちも黙つちゃおれないといふことになりますので、まあほどほどのところで皆さんの方もやつておいてもらいたいと、これは要望です。

次に、地方公務員の定年制の問題ですが、まあ地公法改正でどうか、これはいまどんなん準備になつていますか。それから国公との関係はどうなつていますか。

○政府委員(宮尾盤君) 定年制法案につきましては、国家公務員の定年制法案、これは去る二十一日の閣議決定を経まして国会に提出をいたしております。地方公務員の定年制につきましても、國家公務員についてそういう定年制度が設けられるということになりましたので、同じ日に閣議決定をしていただきまして、今国会に法案を提出をいたしておる段階でございます。

○志苦裕君 そこで、わかりましたが、いろいろのところこの法案が単独で議論されるんですからあれですが、定年というのは、自分の意思いかん

ておることですから私もそんなに言いませんが。ただ、まさか自治大臣の名前を松浦何がし後援会だとかに出して、それこそ自治体のしかるべきところに——まあ自治大臣というのは政治家ですか、構わぬといえば構わぬですが。しかし、同時に、自省のOBに自治大臣がついて、自省、地方行政の系列を通じていろいろ物が運ばれるということになれば、何となく自治大臣がものを言われたような——いや、物というのは文書とかそういう意味ですよ。あっちの物じゃないですよ。これはやつておらぬと思うのですが、知事名とかそういうものを使うのは、やっぱりお控えなつた方がいいと思うのですね。知事、まして自治大臣名があればなおさらですけれどもね。ということは、私はこれはまだ意見としてだけ申し上げておきまして、どこどこで何があつたというようなことは申し上げませんが、まあ少し、皆さん自治省はおよそ関係がないと、こうおっしゃられるんでしようが、動きの様子から見ますと、ああ自治省やつておるんだなということがこう響きますからね。余り響くとこつちも黙つちゃおれないといふことになりますので、まあほどほどのところで皆さんの方もやつておいてもらいたいと、これは要望です。

次に、地方公務員の定年制の問題ですが、まあ地公法改正でどうか、これはいまどんなん準備になつていますか。それから国公との関係はどうなつていますか。

○政府委員(宮尾盤君) 定年制法案につきましては、国家公務員の定年制法案、これは去る二十一日の閣議決定を経まして国会に提出をいたしておる段階でございます。

○志苦裕君 そこで、わかりましたが、いろいろのところこの法案が単独で議論されるんですからあれですが、定年というのは、自分の意思いかん

にかかわらず、ある日に、あるときに、自分の労働権利が、まあこれは中止されるというのですか、うな、ということですね。働く側からすると、まさかに自分の生命にかかわることでもあるし、生命を維持するための自分の権利に非常に大きい制約を受けることがありますから、これは大変なことです。で、労働条件の決定にかかわる交渉権限はどうなりますか。

○政府委員(宮尾盤君) 公務員の労働条件につきましては、これは地方公務員法でも定めておりまして、交渉事項ということになつております。したがいまして、いわゆる団体交渉あるいは協約締結をするような形のものではございませんが、組合から、職員団体からの求めがあれば、当局側としては、職員の勤務条件について応ずる地位にあるということになつておるわけでございます。

○志苦裕君 そこで、そういう宮尾さんのお話のように軽いものではなくて、まあ月給一号上げるとか、そういうのはちょっと違つた意味でおまえやめてもらうと、こういうことですから、そういうなりますと私はこれは、労働者が自分の労働条件について使用者と話をして決めるという、交渉して決めるという、こういうものがしっかりと約束をされていないと、一方的にやつてしまつといふことになると、これはすいぶん手落ちな——

○志苦裕君 うふは定年制を憲法論から持ってきて、ある日に働く意思がある者をやめさせるのはけしからぬといふ議論は一方にありますけれども、これはまあおきましよう、こつちに。そんなことを言えば民労働者だって同じことです。よく民間の労働者たつて定年があるじゃないかと、役人よりもつと早い定年だつてあるじゃないかという議論があります。しかし公務員と違うのは、そこには労働協約、労使が話し合つて、わかりましたというこの納得に基づく一札が双方とも入つてゐるわけですね。これが言ってみれば条例や法律に相当するものなんですよ。とすれば、それが当然国公なり方公務員にも約束をされるべきであつて、それが

とにかくわらず、ある日に、あるときに、自分の労働権利が、まあこれは中止されるというのですか、うな、ということですね。働く側からすると、まさかに自分の生命にかかわることでもあるし、生命を維持するための自分の権利に非常に大きい制約を受けることがありますから、これは大変なことです。で、労働条件の決定にかかわる交渉権限はどうなりますか。

○政府委員(宮尾盤君) 先ほど大臣からお答えが、やはり今度の決め方自身が、無理な決め方なういざ知らず、六十年に六十歳、一般の基準が、まあもつと長い人もありますけれども、今日の地方公務員の平均の退職年齢は大体五十七歳ないし八歳ですね。それを六十年までの間に六十歳になると、これは今日の老齢化に向かいつつある社会としては、私は合理的な物の考え方ではなさうかと、こう思います。

ただそこで、いまのような御質問に対しては、一般的民間の場合と国の公務員なり地方公務員との違いが一つあるのじゃないか。それはやはり原点が税金だということにあるのじゃなかろうかと思うのです。つまり、全体の奉仕者として自分の職責を果たし、それにに対する報酬といふものは税で支払つておるのだと、このところを踏まえてお考えを願わなければならぬな、かよう考へておられます。

○志苦裕君 いや、それはちょっと答弁の質が違うんだな。私の言つているのは、年齢が六十とか、五十八とか六十五とかいうようなことを私はいま提起しているわけではないわけね。いまの労働法体系からいければ、働くことをやめるという、これほど大きい労働条件の決定はないわけでありますから、当然これは労使が交渉をして取り決めをするという、こういうものが一方で保障されておる。そういうものがなければ、やはり法律といふものもあるいは条例といえども一種の強制というふうに思つておるわけではございませんして、当局といたしましては、あるわけでございまして、も職員団体からの求めがあればそれに応じて十分交渉は行う必要があると考へますけれども、民間と同様によりますが、現在の公務員制度の基本的な考え方からはとれないと、ううに私どもも思つておるわけですね。

もちろん、この定年制度に関する問題といふのは労働条件の一種であることには間違ひございませんから、それは職員団体との交渉といふことはあるわけでございまして、立場に立たしましては、現在の地方公務員法の基本的な考え方方に立ちます。そういういわゆる勤務条件法定主義というたまえがとられておるわけでござります。したがふうにすることが同時に整備をされるべきでないですか。その点どうですか。

○政府委員(宮尾盤君) 先ほど大臣からお答え申しあげましたように、公務員は全体の奉仕者として公務に従事をしておりまして、その給与といふものは国民の税金で賄はれておるわけでござります。そういう公務員の地位の特殊性といふものから、地方公務員の勤務条件につきましては基本的に法律あるいはこれにかかる条例で定めるところ、こういいます。

たまえがとられておるわけでござります。したがふうにすることが同時に整備をされるべきでないですか。その点どうですか。

○政府委員(宮尾盤君) 先ほど大臣からお答え申しあげましたように、公務員は全体の奉仕者として公務に従事をしておりまして、その給与といふものは国民の税金で賄はれておるわけでござります。そういう公務員の地位の特殊性といふものから、地方公務員の勤務条件につきましては基本的に法律あるいはこれにかかる条例で定めるところ、こういいます。

たまえがとられておるわけでござります。したがふうにすることが同時に整備をされるべきでないですか。その点どうですか。

○志苦裕君 まあ現に法律が出ているわけですか、それに基づいてその制度を決めていくと、これが現在の地方公務員制度、これは国家公務員についても同様によりますが、現在の公務員制度の基本的な考え方からはとれないと、ううに私どもも思つておるわけですね。

○志苦裕君 まあ現に法律が出ているわけですか、それに基づいてその制度を決めていくと、これが現在の地方公務員制度、これは国家公務員についても同様によりますが、現在の公務員制度の基本的な考え方からはとれないと、ううに私どもも思つておるわけですね。

申しあげておる。どうもその税金論、原点が税金

だという税金論については私は納得はしない。いや、民間は税金を使つてないから権利がたくさんあつて、税金で食つている者は権利が少ないかと。そんなばかりた議論はないわけであつて、これはこれで別に議論はいたしますが、法定主義とか条例主義といったたつてそれはまた考え方ありますね、使用者が勝手に振る舞うなど、権力を持つてあるからといって勝手に振る舞うなどというので法の支配を受けるという意味で条例主義や法定主義を説く立場だつてあるわけでありますから、それは何でも労働者に都合の悪いように読まなくたつていいわけです。これはいざれまた議論をいたしますが、私は、せっかくこういうことをいろいろ議論をするのであれば、こういう際に地公法の法体系、地公法の労働権についての法体系の見直しも含めて定年制も考へるというぐらいの検討があつてもいいような気がしたのです。だから、一つの制度を持ち込む場合には既存の制度についても見直す。考えてみる。そつちの方はさつぱり考へてみぬで、税金でもらっている者は六十歳でやめて何の文句があるかといふような、こういふ言ひ方で持つてくることは私は余り同意できません。これはいづれ法案審査でただすことにはいたします。

次は、これは大臣には私も含めて何人かお聞きをしておるようですからわかると思うのですが、いわゆる三月の特別交付税の中からやみ給与などを払つたところは錢差し引いたと、それに対しても裁じやないか、ペナルティーじゃないかといふとをやつたんですか。

○政府委員(土屋佳照君) この三月の特別交付税の配分に当たりまして減額をいたしましたのは、国への支給率を上回つて支給された期末勤勉手当、あるいは実質的にこれに相当するものについて從来と同じ方法で財政的に余裕があるということで減額対象にいたしたわけでございます。

○志苦裕君 大臣、あなた食事する暇がないとい

う話だが、行つてもらつていいですよ。しばらく財政局長とやりとりしますから。あと、結びがありますから来てくださいよ。

それはちょっと財政局長、そういう木で鼻をくくったようなことを言わぬで——じゃ、もう一遍

言いましょう。団体名、金額、削る対象とした給与や手当の種類、こういうものを総まとめで言つてくれませんか。

○政府委員(土屋佳照君) 失礼いたしました。端的に言えということで、結論だけ申し上げました。

この三月で五十四年度の特別交付税の際に減額をいたしましたのは、一つは、先ほど申し上げま

したいわゆるプラスアルファの支給団体でございまして、それが全体で三百七十四団体になつてお

ります。そして、特交の減額の対象として算定された額は三百十一億、対象になつたものが三百十

一億ということでござります。これは、期末勤勉

手当等条例で決められたもの以外に、プラスアル

ファとして、時間外勤務手当とか、研究研修費とか、特地勤務手当とか、研究研修費と

何々分幾ら、締めて何億何千万というふうに行く

んですか。それとも、項目だけあって、締めて幾ら幾ら何千万円と、こうなつて行くんですか、自

治体には。ちょっとその点を。

○政府委員(土屋佳照君) 細かい積算内容をつけ

て交付するものではございません。最終的に幾ら

ということで交付をいたしております。

○志苦裕君 そうすると、四十団体、四十一億円

を、特交としてやるべきところから差し引いたと

いうことですね。

○志苦裕君 そうすると、四十団体名は挙げられますか。いまこ

で四十読まれちゃ困りますが、提出できます

か。

○政府委員(土屋佳照君) 私どもいたしましては、たゞかります。この措置そのものは特別交付税を配分い

う話だが、行つてもらつていいですよ。しばらく財政局長とやりとりしますから。あと、結びがありますから来てくださいよ。

それはちょっと財政局長、そういう木で鼻をくくったようなことを言わぬで——じゃ、もう一遍言いましょう。団体名、金額、削る対象とした給与や手当の種類、こういうものを総まとめで言つてくれませんか。

○政府委員(土屋佳照君) 失礼いたしました。端的に言えということで、結論だけ申し上げました。

この三月で五十四年度の特別交付税の際に減額をいたしましたのは、一つは、先ほど申し上げました、それを差つ引くということでござりますから、そいつた趣旨から見ますと、個々の団体のいろいろ申告に基づいてやつておる措置でござりますから、一々そういう団体を世間に制裁的に発表するということは考えておりません。

○志苦裕君 発表しない……

差つ引かれたと思う団体からすると、ああ幾ら引かれたなということはわかるようになつていま

すか。

○政府委員(土屋佳照君) いろいろ調査をした結果に基づいておりますから、自分のところはこれだけ対象になつておるということはおわかりにな

ると思います。

○志苦裕君 ちょっと私、事務的なことがわから

ないんですが、あれは、何々分幾ら、何々分幾ら、何々分幾ら、締めて何億何千万というふうに行く

んですか。それとも、項目だけあって、締めて幾

ら幾ら何千万円と、こうなつて行くんですか、自

治体には。ちょっとその点を。

○政府委員(土屋佳照君) 細かい積算内容をつけ

て交付するものではございません。最終的に幾ら

ということで交付をいたしております。

○志苦裕君 そうすると、四十団体名は挙げられますか。いまこ

で四十読まれちゃ困りますが、提出できます

か。

○政府委員(土屋佳照君) そうすると、四十団体、四十一億円を、特交としてやるべきところから差し引いたと

いうことですね。

○志苦裕君 そうすると、四十団体名は挙げられますか。いまこ

で四十読まれちゃ困りますが、提出できます

か。

○政府委員(土屋佳照君) 私どもいたしましては、たゞかります。この措置そのものは特別交付税を配分い

う話だが、行つてもらつていいですよ。しばらく財政局長とやりとりしますから。あと、結びがありますから来てくださいよ。

それはちょっと財政局長、そういう木で鼻をくくったようなことを言わぬで——じゃ、もう一遍言いましょう。団体名、金額、削る対象とした給与や手当の種類、こういうものを総まとめで言つてくれませんか。

○政府委員(土屋佳照君) 失礼いたしました。端的に言えということで、結論だけ申し上げました。

この三月で五十四年度の特別交付税の際に減額をいたしましたのは、一つは、先ほど申し上げました、それを差つ引くということでござりますから、そいつた趣旨から見ますと、個々の団体のいろいろ申告に基づいてやつておる措置でござりますから、一々そういう団体を世間に制裁的に発表するということは考えておりません。

○志苦裕君 発表しない……

差つ引かれたと思う団体からすると、ああ幾ら引かれたなということはわかるようになつていますか。

○政府委員(土屋佳照君) いろいろ調査をした結果に基づいておりますから、自分のところはこれだけ対象になつておるということはおわかりになります。

○志苦裕君 ちょっと私、事務的なことがわから

ないんですが、あれは、何々分幾ら、何々分幾ら、何々分幾ら、締めて何億何千万というふうに行く

んですか。それとも、項目だけあって、締めて幾ら幾ら何千万円と、こうなつて行くんですか、自治体には。ちょっとその点を。

私は、まあいろいろのルールがありますから、  
一々ここで細かいことまで申し上げませんけれど  
も、特交というのとはそんなにえらいことを考えて  
いるんじゃなくて、交付税の需要算定のときに、  
そのときはまだ捕捉されていなかつたとか、そ  
後思わぬ災害が起きたとか、そういうふうなもの、  
言うなら当初気がつかなかつたものですね、そ  
いうふうなものの手当てをするために、全体の交  
付税の中から一部分はねておきまして調整をして  
おるのであって、こういう自治体の財政運営全体  
を見て余裕があるかないかという、こういうところ  
まで厳しく査定をして使う金として自治省に付  
託はされていない、そう思うんですが、どうです  
か。

○政府委員(土屋佳照君) 御承知のように、この特別交付税の額の算定については、地方交付税法十五条に規定があるわけでござりますけれども、前段にいろいろ書いてござりますような、普通交付税における「基準財政需要額の算定方法」によって捕そくされなかつた特別の財政需要があること、「基準財政收入額のうちに著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別な事情があることにより」と、そういうことが前提になりますて、その算定方法の唯一性のために生じてまいりますこの財政需要額の算定過大とか財政収入額の算定過小というものを考慮しても、「なお、普通交付税の額が財政需要に比して過小であると認められる地方団体に対して、「当該事情を考慮して交付する」と、こういった趣旨があるわけでございます。もちろんその万般の事情を全部、おっしゃるように、これは私どもが地方団体の余裕があるかないかというものを全部拾い上げて対応するということは、これはもうとても神わざでもできないと存じますけれども、基本的に、全地方公共団体の共有の財源でありかつ財源調整を目的とする特別交付税の配分というふうでございまますので、ある一定のものについてはこ

それから、先ほど申し上げました財源超過額とかあるいはギャンブルによる非常に多大の収入があるといったようなことは、これははある程度財源的に余裕があるものとしてとらえていいであろうということで、細かいものをいろいろ検討するとなればそれ以外のものもあることもわかりますけれども、そういったものは從来からこの規定の趣旨に従つてやつておるわけでございまして私どもとしては、そういった法の趣旨から見ても特にこれが問題があるとは思っていないところでございます。

○志苦裕君 今まで引いておったわけで、それを今度全部引いたからというので改めて問題にするのもどうかなと思いますけれども、ただ私は、いま問題になつておる、どうもこれは余り常識的に見ても適当でないなという給与の支出とか、そういうふうなものが皆さんの方から見てある。しかし、自治体には自治体の事情があつたのかもしれない。そういうものが仮にあるとしても、そういうふうなものは、それこそ地方の時代論じやないけれども、自治体自体の自律性にまつべきものでありましてね。また、客観的にそういう条件がずっと整つていけば、まさに自律回復作用で自治体も正常化をするはずであつて、そういうまあ制裁のようなものでは是正をされるものじゃないし、そういう相互関係というのが自治省と自治体の間にでき上がることも望ましくはない。そのため行政当局は行政当局の方で、いろいろ、それこそ権力にわたらない助言もなさつているんだろうし、自治体は自治体なりにまた研さんもするんでしようから、こういうふうな形で行われたということが私は遺憾だと言つておるんですよ。まあいまでも引いていなかつたわけじゃない、引いてはおつたわけでしようけれども、そういう当該自治体の自律性というようなものを余りも尊重をしない。言うてみれば信用しないといいま

すかな。大体自治体のやることは何でも信用できぬという、こういう発想が——先ほど冒頭で大臣へ持ってくるために前に長々と聞いたわけじゃないけれども、まさに地方の自主制、自律性といいうようなものに多くをゆだねて新しい時代をつくっていくと、こういうにしては、ごくささいな金額だ。しかもこれは四十一億円ですか、そういうふうなもので非常に権力的に振る舞うというのだが、非常にいびつな形に私には映るわけですよ。直接効果論というものから言つても、あるとは思えないですよ。自治省から四十団体が四十一億円、まあならせば一団体一億円だわね。これ削られたからもうやめましょやということにはならないのであって、そういうものではない。もう少し別の、自治体の議会もあれば住民もおれば職員もおれば、さまざま、自治体全体の中でそういうふうなものは是正をされていく。あるいは足りない舞うといふこの所作、しぐさがこつけいなんだな、私から見ると。これは後ほど大臣來たら聞きまますが、大臣の補弼の任に当たっている皆さんは、一部の報道等によると抵抗したそうだけれども、抵抗したけれどもだめだったら、今度はばかり期待をすべきなのであって、どうも権力的に振る舞うといふこの所作、しぐさがこつけいなんだから、私から見ると。これが後ほど大臣來たら聞きまがあつらいことわかるが、余り納得できぬな、これは。率直に言つて、自治権との関係から言つても望ましくないし、特交の性格から言つてもそれは、違法とは言いませんけれども妥当じゃないと、こういう気がいたしますので、この点についてはどうも大臣の意向がきつかったようだから、大臣が飯食つてきたら、この点はただすことになります。

がふえたる、団体の認定の基準が少し変わつたりする程度ですから。そこで、過疎債は、法の施行令五条二項二号で、観光、レクリエーション施設をつくる場合に対象になつて、いますわな。ところがこれは、レクリエーション施設をつくる、そこへほかからお客様さんが来るといいますかね、そういうことを一応予定をする施設なんだ。ところが、同じレクリエーション施設、グランドだつたりなんかであつたりするんですが、農林省が所管をして、いる定住構想の、ちょっと名前は忘れましたけれども、やっぱりレクリエーション施設があるんですよ。これは、定住構想という名前から言いますように、そこに住んでおる住民の観光、レクリエーション施設なんですね。そうするといふと、これは過疎債の対象にしてくれないと、こういうわけだ。これは、やつて、いる方は区切りをつけているんで、しょうけれども、自治体の側からしますとね、外から来るお客様の観光、レクリエーション施設であろうと、そこに住んでいる人が日曜日に駆けつける施設であろうと、これは同じことなんだ。同じことなんだけれども、片や過疎債の対象になり、片や過疎債の対象にならない、というのは、全くこれはおかしげな話なんですか。

内容を定めるということにしたいと思つております。すけれども、現行の過疎法というのが、御承知のように人口の過度の減少を防止するという見地から基盤整備の施策に重点を置いてきた。したがいまして、過疎債の配分はそういう事業に重点を置いてきたわけでございますけれども、今回の過疎振興法案の趣旨というのが地域振興を中心としておるということでもございますので、私どもとしては、当然過疎債の運用についても変わ部分があつてもよろしいと思っておりますので、御質問がございましたような、区域外の観光客だけでなくて区域内の住民のレクリエーション施設をも対象にいたしたいというふうに考えております。

○志苦裕君 この点はありがとうございました。いろいろやつて、一時間半でたつた一つ前向きですね。一時間半で一つぐらいしかいい返事が出ないようじや困るんだな、これは。

大臣まだお見えになりませんか。——じゃ、自治省関係終わりまして、ちょっと警察の関係。

きのう、私決算委員会聞いておりまして、いま問題になつておるK・ハマダなる人の、小佐野賢治から二十万ドル渡つた例のくだりですけれども、その前段に、小佐野一行がラスベガスへ行ってばくちを打つた。そこでK・ハマダずいぶん負けたんだそうですね。小佐野一行と行つたのは、K・ハマダじやなくてこれは浜田幸一といふのははつきりしておるわけですが。そこに主題があるんじゃないんです。その一行に暴力団、相当名のある暴力団の幹部も同行されたんじゃないですかという質問が同僚議員からありました。そしたら、暴力団の幹部が何かアメリカの西海岸あたりにあらわれたという情報はありましたと言つて、まあ余りはつきりこの辺お答えにならなかつた。そこでふつと思つて確認を求めたら、十三年十月の予算委員会と同じく地方行政委員会で、当時の小林刑事局長に、染谷政務次官のパートナーにこれも名のある暴力団の幹部がすらりとお出になつたそだがと言つて確認を求めたら、いたよないないような御返事だったものだか

ら、暴力団というのは、特に組織暴力団は、これが行つたか行かぬかわからぬようじや困るじやないかという話をしましたら、まあ若干の答弁があつたんですね。染谷次官のパートナーのところに、なぜそういう変な態度をとるのかと言つて聞きましたと、行きましたと、行きませんでしたと、行きましたけれども、行つたとも行かぬとも答えなかつたのは、あそこに、染谷パートナーに暴力団幹部が行つたことは、即犯罪とは関係がないことであつた。犯罪とは関係がないことで行つたの行かぬのということを言つことにするとプライバシーとのかかわりも出てくるので申し上げなかつただけであつて、つかんでいないのではありませんとさまでして、報道等でそのような事実があつたことは承知いたしておりますけれども、警察いたしましては一切把握をいたしておりません。

○志苦裕君 そうするとあなたは、暴力団でしよう。暴力団というても、その辺で、町でゆすりたりかりしているようなんじやなくて、常時監視団体でしよう。そのお歴々がくびすを連ねてアメリカカくんまりまで行くという、それまで把握できぬといふことになると、常時監視体制はどうなつていてるの、これ。

○説明員(漆間英治君) 警察といたしましては、暴力団犯罪を捜査する必要とのかかわりにおいて、いろいろと一般的な情報収集なりあるいは事案の態様に応じましてかなり密着した監視体制をとるわけでありますけれども、それは対象において実際にさまざまなものでありまして、このケースの場合は、まさに海外に渡航するといったよろづやならぬと、こういうことであえてやつたような、ペナルティーではないけれども結構でした。しかし、小佐野一行のあれで、これは知つてゐるんだけどもプライバシー云々で言えないということになると、少し事情が違うのではないか。いまや綱紀肃正の問題や、あるいは司法当局が必死になつて処理をしようとしておるロッキー事件にかかわりがある挙動なんですか、これはむしろ警察当局が積極的に、行つてまつたということを言う方が、役割りとしては全うできるような気がしたものだから、染谷パートナーのときの御返事の趣旨からいつても少し違うがなという印象がしたのでね。あなた、そこにおられたかどうかわからぬが、そんなことを地方行政委員会で言うておつたというて偉い人に言つておいてくださいな、これは。

大臣、最後ですが、先ほど、特別交付税を三月にいわゆるやみ給与を払つた団体に減額をしました。きさつや、ちょっと内容の細かいやりとりしました。聞くと、四十団体で四十一億円減らしましたかんでいきたいというふうに考えています。

○志苦裕君 あなたはそれ以上のことは言わぬであります。それで問題は、私は、本当に時代論を論じたいために、なぜそういう変な態度をとるのかと言つて聞きます。ただ問題は、私は、本当の意味での地方の自治を守り、育てていくくとという意味合いから、あえてこういう措置を自治省としてはとつておるのだと、このままの状況を放置をしておきますと、今日の厳しい役所のやり方、あるいは公務員の行動、こういうものに対する批判、これはもう否定できません。それにやはり適切にこたえていかないと、これは本当の意味での健全な地方自治が育たないかもしれません。こういう意味合いから、従来からやっておつたような、ペナルティーではないけれども、余裕財源がある団体と認定をして、共通の財源を共通のそれぞれの団体に有効に使ってもらわなきゃならぬと、こういうことであえてやつておるのだと、かように御理解をしていただきたいと思います。

○志苦裕君 ちょっと、やめようと思つたけど、それじゃ……。

それはそういう答弁がありましたよ。その発想がやっぱり国が自治体を律するんだという発想なのが、やつぱり國が自治体を律するんだという発想なのであって、自治体をもつと信用しない。なるほど高度経済成長の時代に少しいい気になつていろいろなことをやつたという事実、そういうものがあつて、自治体をもつと信用しない。なるほど、そういうのは全体の中なら中で自治体自身が自



身の手によって監査の機関というものを充実して民意を反映するようにならいいのではないか。これをどうするかといったような問題。もう一つ

ばならないときである。そういうことについて、それがやっぱり根本の問題だろうと、こういうふうに思うわけですよね。

ば一種のびほう策だと思いますが、それで解決をしてきたわけでございます。しかし、これはせんは基本的な問題の解決にはなつてない、私も

各団体、三千幾らの団体に、経済力に差があるんですから。幾ら税源をもらつてみたところで、過疎の地域でその税が入つてくるわけのものじやあ

は、戦後三十三年、「当分の間」という名のもとに今日統いておる、本来これは私は地方の事務にすべき問題があると思うんですが、まだそういうところまで踏み込んでない、いわゆる地方事務官の改革の問題、これが一つあるのじゃないか。もう一点は、いま地方の財源不足がはなはだしいわけですから、この問題はこれは国と同じ悩みがありますから、さもないと、

してもなかなかできかないかもしない。そういう点をどういうふうに考えていらっしゃるのかなとうことをどうしてもお尋ねしてみたいなど、こう思ふわけです。

鉢搾といいますか、できるだけのことをいまの制度でやつてのけよう。そして、一応の減量経営をやつた上で、さて最後の帳じりがどうなるかということを見た上で根本的な、いつの日にか国も地方も税財政の改革ということが課題になつてくるのじゃないかと、そう思います。そういう際には、私は交付税の税率を上げるということが考えられるのか、それが考えられないとするならば、もう一つ別の、国税の中の幾らかを地方に分与してもらうといったよなことでこの問題は解決するトコトコ、ムリヤリこの問題は解決す

――一年の課題ではないなど、――二年の課題は何かと言えども、私どもは経費の節減、合理化が第一だ。しかし、それをやつても、地方は財源不足に悩むことは私はもう大体予想せられますから、その際に、地方が仕事に困らぬだけの財源充実、これは全力を挙げてやらなきやならないと、かようと考えております。

そういうことになると、われわれはどちらがどちらに進むかなどと云ふことは、わざわざはござりません。だから、大臣がかかるたんびに同じことを聞いてみる。そうすると、同じようなことを言う。それじゃ、いつの時点でそういった方向性というものが確立されていくのかといふ、やっぱりそういう一つのめどみたいなもの、こういったものをわれわれとすればお尋ねできればお尋ねしてみたいということが一点ですね。

正をどう考えているかと、こういうことだと承りましたが、交付税の問題は、本来これは、いまの三二%を上げなきやならぬことはよくわかつておられます。しかし、他方、国の財政状況から見れば、いまの国税三税のままで、しかも経済界がこれだけ激動しているときに、恒久的な交付税率を上げるということは実際問題としては困難である。そこで五十三年の改正で、あれを一つの制度だと、こういうたてまえで、借入金の二分の一は國が持つんだといったようなことで、当面のいわ

います。いまのままで、これは何といっても高度成長経済で水ぶくれしているんですね、これは。国も地方も。このままの形でここで増税ということになると、水ぶくれのままのまたやり方になるおそれがありますから、やるだけのことは先にやつた後での帳じりだという考え方を基本に持つております。

そこで、そういうった際に、国と地方の税源配分という問題が起きてきますが、ただ、地方の場合には泣きどころがあると思いますよ、私は。それは、

をとつてしまつ、破綻してしまつ。だから早い機会に現在の経済の動向またそれからの経済動向といふものを見きわめつ——もう予想はつくわけですからね、ですから現在はそれを踏まえて、やはりどうなくてはいけないかということを考えなきやならぬ。経済の動向といふものは非常に大きな影響を与えるということですね。

そうなると、やはり私たちが聞いてみたいことは、自治大臣ですから専門大臣ではない、大蔵大臣ではありますからね。それは上つての話は聞か

そこで、そういうた際に、国と地方の税源配分という問題が起きてきますが、ただ、地方の場合には泣きどころがあると思いますよ、私は。それは、

そうなると、やはり私たちが聞いてみたいことは、自治大臣ですから専門大臣ではない、大蔵大臣ではありませんからね。それは上つ面の話は聞

いていますよ。五十五年度は六%成長だとか何とかと言っています。だけどそれも果たしてどうかわかりませんけれども、そういった今後の経済の動向というものが、地方も国も含めてそれは大きな影響力を持っているということ、そういう立場からするならば、やはり経済に対する見通しといふものも、自治大臣としても、自治大臣の立場からのそういう見通しというのも私は考えてしかるべきではないか、こんなふうに考えるわけですね。ですからその点を、言うならばある意味では基本的な物の考え方に入るかもしれませんからね。そういう点を、大臣のお考えになつてある点をお尋ねして終わりたいんです。

○國務大臣(後藤田正晴君) 私どもとしましては、五十五年度、来年度の見通しといふものは、

やはり政府でお決めになつた例の経済の見通しの案がござりますから、これを基礎にして、この程度のこと、つまり消費者物価が六・四ですか、実質成長が四・六%、この程度の経済の伸びは確保できるであろう、また確保せなきやならぬといふことで、地方の関係の税の見積もりなりあるいは経費の支弁の、この予算の立て方なり、これは全部それによってやつていますので、私どもとしてはそれが実現できるものと、かように考えてゐるわけでございます。

ただ、中長期ということになりますと、よく国会等で御審議のある例の六十年度までの経済の見通しの案がございます。それを直さなならぬといふので、まあ暫定試算ということになつていて

が、これは経企画庁があいつた長期の見通しをお立てになつて、それを基礎に六十年度の姿を税財政の上に翻訳してみればかような姿になりますといつたものではなかろうかなと私どもは考えております。それを五十五年度の地方財政計画と機械的に結びつければ毎年度こうなりますといふ意味合いにとどまるのであって、私はあれはいわゆる財政計画とは言えないと思います。しかし、一応の、何といいますか、目安みたいなもの

であることは間違いない。しかし、私どもとしていることは間違いない。しかしながらも、やはり毎年経済の見通し、そしてそれに伴う国の予算、地方の財政の計画、税収の見積もり、こういったもので毎年度具体化していくないと、かように考

えておるわけでございます。

○神谷信之助君 大臣には、就任以来、今まで政治姿勢の問題、それから今日の地方財政の危機を開する基本的な問題について議論をしてまいりました。それを土台にして、きょうは地方財政の窮屈の一つの大きな原因になつてゐる超過負担問題ですね、これについて少し議論をしてみたい

それで私は、法律で国が負担をするということが決まっているこの負担を十分に負担をしない

で、そのため自治体に超過負担となつて負担を与えているというのは、これは法治国家のわが国においては許すことのできない事態ではないかと

いうようになります。特に、地方財政法の第十八条には「必要で且つ充分な金額を基礎として」

算定をするということをわざわざその点でもはつきり明確に規定をしてある。ところが、いままで

以上の、同じものをつくるならひとつもう少しいものをつくるといったような空気が、地方に

ないとはこれまで否定できませんね。この両々相まって私は今日の超過負担の問題が起きておると

思いますので、これはやはり両面から攻めていつて財政秩序の紊乱といふものを正していかないと、かように考えます。

○國務大臣(後藤田正晴君) この超過負担といふのは、財政秩序を乱すわけですから、これはやはり是正をしなきやならぬということはもう当然の

ことだと思います。そこで自治省は、大蔵省、それから関係省庁と一緒にやって納得の上で改善をしておるということです

ございまして、五十三年度の実態調査に基づいて五十四年度におきましては保育所関係等の給与の格上げを始めとしてかなりな是正をいたしておりま

すが、五十四年度においては、全体の超過負担の解消といたしましては、事業費ベースで五百二十九億、それから国費ベースで三百六十億というこ

とでございまして、さらに五十五年度におきましては、社会福祉施設あるいは警察施設その他のいろ

いろと項目はございますが、額としては、合わせ

したつておれの方は知らないよといったような態

度が、これは過去において国になかつたとは言えません。これは最近私は改まつてきておると思いま

す。しかし、手綱を緩めるわけにはもちろん積算の規模、こういう点において実情に合わないと

いうようなものはどんどん直していきたいと、か

ように思ひます。

○神谷信之助君 地方六団体が地方自治確立対策協議会、それから地方超過負担解消対策特別委員会ですか、が、「地方超過負担の解消に関する緊急要望」というのを五十三年の十二月五日付で出していますね。自治省の方で、いまの大臣の話じゃありませんが、基準をはるかに上回るようなもの

を土台にして超過負担と言つても問題だというような意見もあることは事実で、したがつて、この六団体の側の出している資料及び要望事項というのについて、自治省の立場から見るとどういうよう評価をなさつてゐるか、この点をまずちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(土屋佳照君) 五十三年の十二月の地方超過負担の解消に関する要望については、主体としては保育所の超過負担問題が非常に多いわけ

でございまして、それに關して、特に私どもが要望が多いと思っておりますのは、措置費の算定費

方基礎である職員の給与単価を実態に即するように改善をしてもらいたい。それから保母の増員を図る、特に長時間保育とか乳児保育に係る保母の増員をしてもらいたい。それから保母の増員を図つて、知事の認可を受けた公立の保育所すべて

国庫負担対象とするということにしてもらいたい。こういったものが主な要望と承知をしております。

こういった問題につきましては、私どもとしては、基本的にいろいろと、保育問題については

幼稚教育と児童保育の問題もござりますし、また公的保育と家庭内保育との関係をどう考

えるか、いろいろ住民との間のコンセンサスというものが必要な面がまだまだあると思うこともござりますし、また、国の政策的判断に係る問題であ

るということもござりますので、すべてを超過負担の問題としてとらえることはできないと思っておりますけれども、私どもとしては、地方団体の

こういづた声を踏まえまして、今後とも社会経済

情勢の変化とかあるいは住民のニーズの推移等に配意をしながら、国庫補助負担基準というものが適正な水準となるように努力をしてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○神谷信之助君 昨年の「地方財政」の八月号ですが、その三十一ページに、超過負担を解消するために各省への申し入れをした、それについての説明がなされています。それを見ますと、「地方財政法第十八条に規定する「必要で且つ充分な金額」を基礎として算定しているかどうかについて合理的な説明をなし得ないものが厚生省関係の国庫補助負担金等に多い。」という指摘があるんであります。これは具体的にどういうことを指しておるのでしようか。

○政府委員(土屋佳照君) 恐縮でございますが、いま御指摘の点が、たくさんの中文章の中で、どの点でお尋ねになつたのか、私ども大変わかりにくかつたものでござりますから……。

○神谷信之助君 「地方財政」の三十一ページ。「2. 補助基準の改善」というのが下の方にあります。その上です。——わかる人が答えてください。

○説明員(津田正君) いろいろなものがあるわけでございますが、たとえば五十五年度、今回改善を見ましわゆる駐在所、派出所等が従来まではつきりしておらなかつた……。

○神谷信之助君 いいや、厚生省です。

○説明員(津田正君) ちょっとと厚生省関係はいまま……

○神谷信之助君 これ、なかなか勇気ある指摘ですよ。率直に厚生省関係には説明が通らぬようなそういう超過負担が多いという指摘を大胆にされているんですからね。ぼくはそれぐらいびしひし具体的に指摘をしないと直らぬと思いますね。それに対して地方団体の方も監視をしていかなければいけぬ。各関係省庁に猛省を促すとともに、地方行政関係者も十分監視をしていく必要があると言つて呼びかけて、それで自治体もひとつ十分監視して、そういう地方財政法に違反をするような

超過負担は改善せいと、その一番悪いのは厚生省省庁にそれぞれ要請をしておるわけでございますが、ただいまのその厚生省関係の中でも保育所の関係について、さきいろいろと地方団体の要請等を指摘を申し上げたわけでございますけれども、人件費補助等につしてもまだ完全に直つておるとも言えませんし、措置費等の算定基礎であるとも言えませんし、措置費等の算定基礎である

○政府委員(土屋佳照君) 私どもとしては、関係をしてもらいたいと思っておりますし、細かい点を挙げればいろいろございますが、基本的にまだそういった改善されてない点が残つておるといふうに考えておるところでございます。

○神谷信之助君 大臣、自治省の事務当局の方も、こういう公開された雑誌、月刊誌ですね、これで具体的に、厚生省関係の国庫補助負担金に合理的な説明のできないものが多いために指摘もしてます。その問題を促しておられるわけです。そして、金体の超過負担の中でもとりわけ保育所の措置費關係というのは超過負担の対象金額が多いということもあるわけです。したがつて、私はきょうはその問題を中心的に具体的に少し話を進めていきたいと思うのです。

この保育所関係の超過負担の額の約八五%，これは人件費ですね。人件費が大きいわけです。たとえば、五十二年度の決算額で公立保育所の措置費を調査した資料が六団体の方で出ておりますが、それを見ますと、一保育所当たり実際の国庫基準による支弁額は二千三百六十四万三千円余り。それから、それに対する対象経費支出額は、超過負担の額が八百四万九千六百八十一円です。そのうち人件費が六百八十三万六千円余りということですね、給与単価。もう一つは保母さんの人員の問題ですね。構成比が八四・九%，約八五%。この人件費による超過負担が非常に大きいわけです。この人件費の超過負担には二種類あって、給与関係であります。人員差。この二つが大きいんですね。

そこでは、人件費の方、給与の単価差、これについてお伺いしたいと思うんですけれども、先ほど局長の答弁で、五十四年度に若干改善をされたと。これは、五十三年度の実態調査に基づいて五十四年度に若干の改善が給与単価においてなされています。ところが、実際に見てみると、それでもなお現実の実態から言うと非常に低いというものが私は事実ではないかと思うのですが、この辺について自治省の方ではどのようにごらんになりますか。

○政府委員(土屋佳照君) どうも恐縮でございます。細かい数字でちょっと見つけにくかったわけだとえば施設長一つとりましても、五十四年度に五の六から五の八に引き上げたわけでございます。細かい数字でちょっと見つけにくかったわけとおなづけますので……。

たとえば施設長一つとりましても、五十四年度に五の六から五の八に引き上げたわけでございます。細かい数字でちょっと見つけにくかったわけとおなづけますので……。

この保育所関係の超過負担の額の約八五%，これは人件費ですね。人件費が大きいわけです。たとえば、五十二年度の決算額で公立保育所の措置費を調査した資料が六団体の方で出ておりますが、それを見ますと、一保育所当たり実際の国庫基準による支弁額は二千三百六十四万三千円余り。それから、それに対する対象経費支出額は、超過負担の額が八百四万九千六百八十一円です。そのうち人件費が六百八十三万六千円余りということですね、給与単価。もう一つは保母さんの人員の問題ですね。構成比が八四・九%，約八五%。この人件費による超過負担が非常に大きいわけです。この人件費の超過負担には二種類あって、給与関係であります。人員差。この二つが大きいんですね。

さておりまして、かなり実態に近づける努力をしてまいつたつもりでございます。

○説明員(伊藤卓雄君) 五十三年度の三省合同調査の結果によりまして、施設長及び主任保母につきましては是正措置をしたところでございます。それから保母につきましては、ほぼ実態に即しておるという前提で、五十四年度の是正措置には入っておりませんが、その以前の是正によって実態並みになつておるというふうに考えております。

○神谷信之助君 それでは自治省にお尋ねしますがね、先ほど言いました六団体の方の超過負担解消についての緊急要望ですね、これはお持ちですか。——先ほど局長もおつしゃつていましたからお持ちでないかと思いますが、たとえば、市町村が示されておるわけでございます。

私は具体的に、それぞれの団体の保育所について詳細には承知しておりませんけれども、こういった資料等から、まだ実態には若干離れておるのではないかと推察いたしております。

○神谷信之助君 それでは厚生省の方、この給与単価の問題については実態に合っているというようにお考へか。実態に比べてどのように評価をしておられるかお伺いしたいと思います。

○説明員(伊藤卓雄君) お答え申し上げます。

保育所の運営費につきましては、その改善につきまして特に從前から意を用いてまいつたところでございますけれども、ことに三省の合同調査という形で、三・四年ごとぐらいに実態把握の調査等をやつておるわけでございます。そういう結果を踏まえまして、できるだけ実態に即した形にござりますけれども、ことに三省の合同調査といたいう考え方でやつてまいつております。

施設職員の給与格づけの是正とか、あるいは非常勤の保母の常勤化といったような改善を逐次講じています。

それで、私は、これは自治体の財源にとつても非常に大きな負担になつてきて、京都市のなにで見ますと、五十四年度の見込みで超過負担が、保育所の措置費関係だけで二十五億二千七百万。公立が三十七、民間が百九十七カ所の保育所の分ですが、それだけがあります。そのうち民間の分が十七億二千八百九十八万円。ですから公立の方が約八億円の超過負担というものが京都市の状況なんですね。しかも、民間の十七億の超過負担の中で、いわゆる単価差、公立保母との差ですね。この給与改善費というものが二億四百二十六万円、五十四年度で予算化しているわけですね。ですからこれは、給与の単価が実態に合わないということが非常に大きな超過負担を生む原因になつていて。

それで、これは給与の水準というのをそれはいろいろおっしゃるようにあるでしよう。しかし、いま六団体側が計算しているラスパイレスで算定して、いわゆる国の基準として自治省が指導をされている金額に経験年数その他で直してみてもそれだけの差が出てくるということになれば、これは私はひとつ問題じやないかと思うんですね。だから、先ほど厚生省は三年か四年にと言つていましだけれども、大体三年に一回はやることになつているんでしょ、三省の実態調査というのは。だからこれは三年に一回といふことじやなしに、できるだけ早くもう一遍実態調査をやって、そして実態に基づく給与単価というのを決めてもらう。三年間動かぬということになりますと、その間超過負担というのをますますふえていきますから。給与改定とともに、ベース改定とともにです。そういうことになりますから、この点ひとつ自治省の方でも努力をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(土屋佳照君) 職員の給与単価を実態に即するように改善すべきであるということは、地方団体の強い声でもござります。そういつたこと、実は先ほども申し上げましたように、三省

で実態調査もやつて変えたわけでございますけ

れども、なかなか、国の政策的判断に係る問題でありますし、またそれぞの保育所に現実に見ますと、五十四年度の見込みで超過負担が、保育所の措置費関係だけで二十五億二千七百万。公立が三十七、民間が百九十七カ所の保育所の分ですが、それだけがあります。そのうち民間の分が十七億二千八百九十八万円。ですから公立の方が約八億円の超過負担というものが京都市の状況なんですね。しかも、民間の十七億の超過負担の中で、いわゆる単価差、公立保母との差ですね。この給与改善費というものが二億四百二十六万円、五十四年度で予算化しているわけですね。ですからこれは、給与の単価が実態に合わないということが非常に大きな超過負担を生む原因になつていて。

それで、これは給与の水準というのをそれはい

ういろいろおっしゃるようにあるでしよう。しかし、

いま六団体側が計算しているラスパイレスで算定

して、いわゆる国の基準として自治省が指導をさ

れては、私どもも鋭意用いておるところでござい

ますけれども、この点につきましては、私どもも

いろいろ事情を私どもなりに把握している事情を

相互に提供し合うという形で、できるだけ実態に

即した形にしていきたいと思っております。

○神谷信之助君 いまの点、厚生省はいかがですか。

○説明員(伊藤卓雄君) 実態の把握につきましては、私どもも鋭意用いておるところでござい

ますけれども、この点につきましては、私どもも

いろいろ事情を私どもなりに把握している事情を

相互に提供し合うという形で、できるだけ実態に

即した形にしていきたいと思っております。

○神谷信之助君 いまの点、厚生省はいかがですか。

○説明員(伊藤卓雄君) 実態の把握につきましては、私どもも鋭意用いておるところでござい

ますけれども、この点につきましては、私どもも

いろいろ事情を私どもなりに把握している事情を

相互に提供し合うという形で、できるだけ実態に

即した形にしていきたいと思っております。

なお、先ほど先生の御指摘いただきました調査につきましては、公立の施設を中心に非常に数の少ない限られたものに基づいておやりいただいておりますので、私どもが三省合同調査で、全体の約一割ぐらいの施設を全国的な人口分布あるいは施設の規模に応じた全体的な構図の中で選んでやつた調査とは若干の違いが出てくるのは、あるいはやむを得ないかという感じがいたします。

○神谷信之助君 時間がありませんから。ひとつ

改善の努力をやつてももらいたいというように思

うにして、それに合うような昇給制度をつくって

やつしていく。そのためには、先ほど言いましたよ

うに、京都市自身が物すごく持ち出しをせんなら

ぬですね、十七億からの先ほど言いましたよ

まだ実現はしていないわけでございますけれども、今後とも善処方をぜひお願いをしたいと思つております。

○神谷信之助君 大臣、これは自治省毎年要求しているんですよ。ところがなかなか厚生省はうんと言つてない。それでいまおっしゃるように地方公務員じゃないか、地方公務員になるとだれでもつくじやないか。だからそんなものの補助対象にす

る必要はない、こう言う。ところが、退職手当も賃金の、言うなら給与の一部ですからね。いま局長が説明をしたように、私は当然措置費の対象に入れるべきだ。たとえば補助職員、職員の給与

についての補助の対象になつてゐるものにはいろいろあります、たとえば農業委員会の職員の給与ということになりますと、確かにこれは農業委員会だけにおらぬで、あつちこ行つたりこつちこ

行つたりしますね。だけれども、保母さんの場合

つていらっしゃる単価ですか、あるいはまた全の経費の中に退職手当が入っていないとか、いろいろ問題がござります。これは地元の超過負担といいますか、これの多い面の一つだらうと思います。学校にもございます、警察にもございますね。こういったところを漸次直してもらいたいと、こう思つております。ことにいまおつしやた退職手当の点は、確かに保母さんというののかへ移らないんですね。だからこれは先ほど厚省当局からもお話しがありましたけれども、そとおり自治省としてはああそうですかと言うわにはいかないので、これはやはり将来の検討課として改善をしてもらうよう、強く厚生省以後とも働きかけていくつもりでございます。

**○神谷信之助君** 次は、保母さんの人員の問題  
これは先般の予算委員会の総括質問のときに  
移りたいと思います。

題だというよう思ふんです。  
ところが現実には、とりわけ出産をした後、産後の休暇を終わつてさて働くとすれば、乳児を預かつてもらわなければならぬ。特に核家族化している状況の中ですから、あるいは地方から都々出てきて親戚や親もおらぬ、預けるところもない、こうなりますと、保育所に頼まないかぬ。ところが、乳児保育の点で、なかなかその要求にこたえるだけの保育所の状態が生まれていません。ですね。そういう状態が今日現実にあります。そこで、このごろの若い人たちの話を聞きますと、子供を産む時期というのは大体十月やと。四月、五月に子供産んだんでは、保育所にはとつてもらえませんからね。もう四月で保育所満員やから。そうするとだれかのところへ預けないかぬ。無認可保育所へ預けるかあるいは營利的な保育所――營業でやっている保育所も出てきていますから。

に欠けるというのじゃなくて、現実の問題として  
は母親の就労状況あるいはそれ以外の保護者のい  
わば保育に関する状況、そういうついた状況まで見な  
いと本当の意味で保育に欠けているかどうかとい  
う把握が非常にむずかしいわけでござりますの  
で、なかなかその保育需要の把握というのはむず  
かしいわけでございます。五十一年に私どもが保  
育需要の実態調査というものをやりました段階で  
は、学齢前の児童の数に比しまして一八・六%ぐ  
らいであろうというふうに見込んでいたわけでござ  
りますけれども、やはりその後の婦人労働の変  
化というようなことも考え合わせますと、厳密な  
意味ではわからないということでございます。

なお、先生御指摘の、最近いろいろなところで  
出てきておりますいわゆる無認可施設というもの  
は、これはまさに法律の対象になつておらないも  
のでござりますので、隠喩はいろいろあるごう

は、ほとんどの人がその保育所に、あるいは保育の仕事におけるわけです。まあそれは例外的に別の職場へ移る場合もあるかもしれませんよ。これはきわめて例外的であって、だから保母やめるときは大体保育所をやめるわけです。そういうことですからね、まあ農業委員会の事務職員で退職手当まで負担するのはおかしいといういわゆる理屈は理屈としてわかりますけれども、保母さんの場合は、ほんとその人の仕事におけるわけです。まあそれは例外的に別の職場へ移る場合もあるかもしれませんよ。これはきわめて例外的であって、だから保母やめるときは大体保育所をやめるわけです。そういうことですからね、まあ農業委員会の事務職員で退職手当まで負担するのはおかしいといういわゆる理屈は理屈としてわかりますけれども、保母さんの場合は、ほんとその人の仕事におけるわけです。

はもう大体保育の仕事にずっと——まあ保育所自身は変わるものかもしれないが。こういうものじゃないかと思うんです。

それから、しかもそれは公立だけであつて民間は除外するということであれば、これももう一つ私は筋が通らぬというように、同じ立場からいくなら。そういうふうに思いますので、これは大臣、ひとつ政治力を發揮をして、厚生大臣と話をして

もらつて、なかなかこれは話のつかぬ問題で、たしか毎年のよういに要求をされているんですからね。この点、ひとつ努力をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

いというのは、この間労働大臣も答弁をしておったところです。そういう状態をなくさないことは本当に婦人の働く権利が保障されないわけです。婦人が働く場合には、もちろん一つは生活計上、生活上働くを得ないという人もおるでしょうし、同時に、国民の半分を超える構成員婦人になっていますから、社会の進歩に婦人が極的に貢献をするという立場から、職場にどんどん進出をするという状況もふえておるわけですね。ですから、これらを保障していくというのはやつぱり日本の社会進歩にとっても私は重要な

その辺で厚生省にお伺いしますが、こういう保育に欠ける子供、それから無認可保育の状況、あるいはいま言いました營利的な保育の実態、こういったものについて調査をなさる意思はないかどうか。まずこの点をお伺いしたいと思います。

○説明員(伊藤卓雄君) ただいまの御質問の、保育に欠ける乳幼児に關することでござりますけれども、この把握の方法というのは非常にむずかしいわけでございまして、特にこれは、われわれ保育に欠ける児童を保育所等でお預かりすることになつておるわけですから、單に外見的に保育

いるわけでございます。したがいまして、いわゆる無認可の調査というのはなかなか困難じゃないかというふうに考えております。

○神谷信之助君 いや、困難だからできないということ、実態が把握されなければその対策はできないわけでしょう。それは全国的に全部一齊にやらないかぬというわけでもなし、一定の大都市、あるいはその近郊を中心にして必要なところを自治体に協力してもらつてやるとか、あるいは実際民間団体で保育所運動を進めておるような組織もありますから、そういうのに協力をしてもらおう

題だというように思つんです。ところが現実には、とりわけ出産をした後、産後の休暇を終わつてさて働くとすれば、乳児を預かつてもらわなければなりません。特に核家族化している状況の中ですから、あるいは地方から都に出てきて親戚や親もおらぬ、預けるところもない、こうなりますと、保育所に頼まないかぬ。ところが、乳児保育の点で、なかなかその要求をこたえるだけの保育所の状態が生まれてないといふですね。そういう状態が今日現実にあります。そこで、このごろの若い人たちの話を聞きますと、子供を産む時期というのは大体十月やと。四月、五月に子供産んだんでは、保育所にはとつてもなりませんからね。もう四月で保育所満員やから。そうするとどれかのところへ預けざるを得ぬ。これは大変な可保育所へ預けるかあるいは営利的な保育所へ営業でやっている保育所も出てきていますから。そういうところへ預けざるを得ぬ。これは大変な出費になつて、せつかく働いてももう賃金は吹っ飛んでしまう。だから、十月以降に出産をすれば、産後の休暇を終わつてちょうど四月のときに預かつてもらえる。そういう出産の時期にまでみんな気を使わなければならぬという状態が現実起こつてゐるんですよ。だから、この乳児保育の問題というのは私は非常に大事な問題で、したがつてこの点で今日の状態について私はもつと実態をまず把握をするということが必要でないかと思うんですね。

その辺で厚生省にお伺いしますが、こういう保育に欠ける子供、それから無認可保育の状況、あるいはいま言いました富利的な保育の実態、こういったものについて調査をなさる意思はないかどうか。まずこの点をお伺いしたいと思います。

○説明員(伊藤卓雄君)　ただいまの御質問の、保育に欠ける乳幼児に關することでござりますけれども、この把握の方針というの是非常にむずかしいわけですがございまして、特にこれは、われわれ保育に欠ける児童を保育所等でお預かりすることによっておるわけですから、單に外見的に保育

に欠けるというのじゃなくて、現実の問題として、は母親の就労状況あるいはそれ以外の保護者のいわば保育に関する状況、そういった状況まで見ないと本当の意味で保育に欠けているかどうかという把握が非常にむずかしいわけでございますので、なかなかその保育需要の把握というのはむずかしいわけでございます。五十一年に私どもが保育需要の実態調査というものを作りました段階では、学齢前の児童の数に比しまして一八・六%ぐらいでありますというふうに見込んでいたわけでござりますけれども、やはりその後の婦人労働の変化というようなことも考え合わせますと、厳密な意味ではわからないということでございます。

なお、先生御指摘の、最近いろいろなところで出てきておりますいわゆる無認可施設というもの、これはまさに法律の対象になつておらないものでございますので、態様はいろいろあるだらうというふうに思われ、そういうことを耳にするわけでございますけれども、対象の限定ができないという意味でこの実態把握が非常にむずかしいということをございます。

私どもとしては、むしろ從来からやつてきております本來的な保育所の整備を推進するといふことで、從来は大規模なものを中心に進めてきておりましたけれども、最近では三十人程度の小規模のものも進めるということで、やはり児童福祉法で児童の福祉を守るという観点から求められる認可保育所の整備ということに力を注いできております。したがいまして、いわゆる認可の調査というのはなかなか困難じゃないかというふうに考えております。

○神谷信之助君 いや、困難だからできないといふこと、実態が把握されなければその対策はできないわけでしょう。それは全国的に全部一斉にやらないかぬというわけでもなし、一定の大都市もありますから、そういうのに協力をしてもらおう

とか、いろいろ知恵を働かせれば調査をする条件  
という是有るわけでしょう。ですから、私はま  
ず実態を調査をしてもらいたいということを重ね  
て要求をしておきます。

それからもう一つは、特に営利的な保育所ですね。これはバスでぐるっと子供を集めて回るわけです。あるいは親が保育所まで持つていても中には入れない。中は見せないんですね。それで、預かった子供は蚕だなみみたいに寝かされておる。保母の資格のある人がおるわけでもなし、とにかく、まあ子供預かり所ですね。それがいわゆる保育所として募集をしておる。しかしこれは児童福

祉法に基づく保育所にならうとはしていられないわけだ。児童福祉法に基づく保育所ということになれば、これは一定の保母なり何なり、それから庭な

り、いろいろな遊具なり全部そろえなければいかぬ。そんなことはもうせぬということですからね。そうすると、これは一応子供さんを預けていられるという状態になつておる。それで實際上は保育に欠ける子だけれども、それに対する措置がなされていない状態のままで置かれているわけですね。こういう実態なんかもひとつはつきりして、それについてどうするかという方針も出していかないと、何といいますか、きわめてそういう商業主義的な、當利主義的なことでいきますと、子供の健康にとつても子供の将来の成長にとつてもよくないことになるというようと思うので、特にこの点ひとつ厚生省の方に検討してもらおうように、調査について検討してもらうようにお願いしたいと思うんですがね。

○説明員（伊藤卓雄君）ただいま先生の御指摘の問題は、最近新聞あるいは他の報道でなされております、特に乳児を対象としましたベビーホテルとか、そういうものが急頭におありの御質問かと思いますが、この点につきましては、私どももあくまでも児童の生命の安全あるいは健康保持というような点から関心を寄せておることは当然でございまして、何らかの形でアプローチができるのかということでお実は研究委員会みたいなものを昨年設けて

おりまして、家庭保健基本問題検討委員会というようなものを設けておりまして、ここでも検討項目になつております。ただ、三人預かつたり五人預かつたり、どこで預かつてゐるかわからないといふような形で、そういうところは、先ほど御指摘のように、決して保育所の認可を取らうなどと、いう考えはもちろんないわけでござりますので、こういったものをどういった形で引きつけていくか。あるいは、何らかの形の行政指導が必要だろうといふふうに思つんですけれども、この辺も先生ほど申し上げました検討委員会の結果等を踏まえまして、今後さらに検討を進めていきたいというふうに考えております。

○神谷信之助君 ひとつ検討してもらいたいと思ひます。

もう二度とこの問題は、乳児保育特別制度として扱われることはない。そこで、五十四年度以降所得階層D2までの保護者の乳児については三人に一人の保母を配置をすると、いうようになつておるようですが、この点は、結局乳児については、乳児三

○説明員(伊藤卓雄君) 私どもは、確かに乳児を人について保母一人が必要だということを認めているということではないのかどうか、この点はいかがですか。

預かって保育をやっているわけでござりますけれども、これは中央児童福祉審議会でもかなり議論がなされたところでござりますけれども、乳児といふものは疾病とか事故に対しても非常に無力でありますし、年齢的に言いましても、将来の人格形成成期に非常に大事な時期にあるということで、乳

児の立場から言いますと、できるだけ家庭で母親の手で保育することが望ましいという考え方方に立つております。最近、乳児保育を進められる側から、母親の労働の機会を与えるためというようなことが非常にうたい文句になるんですけれども、私どもとしては、声なき乳児の立場に立ちまして、やはり家庭でできれば母親が、必ずしも母親じゃなくてもできるだけ保護者の手で育てていいたくだくということを基本的にはお願いしているわけですが

ございまして、そういうつた観点から、余り乳児保育の拡充ということだけに踏み切るわけにもいかないわけでございます。したがいまして、従来どおり、基準といたしましては三歳未満児につきま

しては六対一といふ保母さんの基準がございまして、これでめんどうを見ていただくという考え方でございますが、やむを得ず低所得者の方々で働くかざるを得ない、そういう方々の子供さんを預かった場合には、それを預かつた保育所がオーバーワークになることも考えられますので、措置費の面でカバーをするという観点から、三対一といふ特別の基準を採用しているわけでございます。

○神谷信之助君　ちょっとと労働省にお伺いします  
けれども、乳児の健康なり成長、これがとりわけ  
医学的にといいますか、そういういた点から、ある  
いわゆる二の見出で、おもつて、乳児の

は教育上の見地から言いましても、母兒の場合は、できるだけ母親の保育が望ましい、というは、応の意見としてありますわね。しかし、それは労働婦人にとつては非常にこれ問題になつてくるんですけれども、実際に働いている婦人が普通の勤務をしますと八時間労働で、それに往復時間一時間ずつとっても十時間になつてきますね。そうすると、現実には、保育所が預かってくれるのは八時あるいは八時半から午後の四時となりますと、それはもう毎日遅刻で毎日早退せなかぬ。だからやめざるを得ない。やめて結局パートなり何なりでしんぼうせないかね。そうすると、今度は乳児を預かってくれるところがない。あるいは保育料が高くなる。そうするとパートをやつたのが何なのためかわからぬようなことにもなつてくるとい

うような状況が現実にありますね。私は、確かに乳児もできるだけ母親のそばにいる方がいい、しかし、母親自身も今日の社会進歩に貢献をするために労働参加をするというのもこれはだんだん、単に経済的理由だけじゃなしに、そういう社会進歩の面からもふえていくであろう。そういう点について、婦人の労働時間と男性と同じように八時間制じゃなしに婦人は六時間制にするとか、いろんな問題も母性保護の面も含めてあるだろう。

し、そういうた点については労働省の方でははどういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですがね。

さいました。ように、女性を働く方が大変ふれていました。特に有配偶の婦人がふえきておりましたので、子供を生み、有てながら自分の仕事をもじりたい。最近は教育水準も大変上昇をしておりまして、結婚までの一時的な腰かけといふ方はだんだん減ってきているわけでございまして。いま先生御指摘ございましたように、保育所の時間ばかり限りがあつて、職場で長い時間勤務

いた場合には、なかなか子供を育てながら働くく  
いうことはむずかしいという御指摘ございまし  
た。特に女性については短くすべきじやないかと  
いう話がうつこつてござりますが、ござ、見玉主

非常に国際婦人年を直接の契機といたしまして強く要望が出ておりますのは、雇用における男女平等を促進してほしい。ただ女性であるがゆえに雇用の場で男子と、ほかには何の理由もなく、異なつた扱いをされるということについては非常にむずかしい問題でございます。女子にだけ短い時間にして、そういう意味では雇用の場でどのように男女の平等を確保していくかということ是非常にむずかしい問題でございます。女子にだけ母性保護というのの関係もあり大変むずかしい問題でござりますが、現在私どもでは、婦人少年問題審議会でこの問題を総合的に御検討いただいているわけでございますので、その御検討の結果を待つて時間等でござります。

○神谷信之助君 教員とかそれから保母さん、看護婦さんなんか、まあ公務員の方は育児休業制度で、労働省から御報告いただくと、育児休業制度の実施事業所の割合というのはまだわずか六・六%で、そのうち有給の事業所の割合というのはわずか三九%ですね。だから、全体の事業所でい

うと、実際には2%ないし3%程度が有給、そういう状態です。働いておつて出産をし、そして育児をするためにその間休んで育児に専念し、そしてまた働く。そこでは男性と何の差別もなしに扱ってもらえるという状態になれば、これは確かに保育所ばかりに頼らなくともいけるという状況が生まれる。もちろん母子家庭とかあるいは低所得で働かざるを得ぬという、いろんな条件がありますから、一定の保育施設というのは必要ですけれども、そういう状況が生まれるだろうと思ふんですね。ただ現実にはそれがないわけですね。それがなければ何とかしなきゃならぬ。それで、児童福祉法の二十四条では、保育に欠ける子については市町村長がその保育をせないかぬ、措置せないかぬと決めています。それで、児童福祉法の第二条では、国と地方公共団体は、保護者とともに子供の保育をせないかぬということを義務づけています。そういうことで、國の責任はその場合一体どういう役割りを果たすかと言えば、保育所の運営費の八割をいわゆる措置費として補助して、市町村の財政に大きな負担がかからぬようにしていい、國もその点で財政負担を負いましょうと、こういうのがいまの児童福祉法の保育の仕組みでしよう。ところが現実には、先ほど言いましたように、育児休業制度とかいうようなものが普及をしておりませんから、したがって、どうしても保育所あるいはどこかにとにかく乳児を預けなければいかぬという事態が現実に起っている。

検討しておいていただきたいと思います。  
しかし現実には、いま言いましたように、長時間保育の要求が強いんです。それで京都市は、いよいよことしの四月から長時間保育を全面的に実施をする。この二、三年ずっと、数年ほどは試験的に幾つかのところでやってきたんですけどれども、ことしから全面的にやろうと。で、七時五十分からですか、門を開けるのは。それで大体六時くらいまでということです。まあ通勤時間を入れますと、五時に終わって六時までに保育所へ子供を取りに行くという条件では、郊外のところは非常に困難で、六時半くらいまであけておかなければ実際にはお母さんが戻ってきてこれませんからね。だから、そうなりますと、今度はどうしても保母をふやさなければならぬですね。現実に、いままで試験的にこの数年京都市でやつてみますと、やっぱり長時間保育をやっているところと八時半から四時までやっているところでは、職業病といいますか、疾病ですね、保母さんの疾病的発生状況というのは、長時間のところとずつと出てきています。妊娠障害、それから腰痛、これが圧倒的に多いです。これはもう歴然と差が出てきます。ですから今度全面的にやるとすると、そういう事態を避けるためにも、保母を京都市の自前で出さないかな。厚生省の方は配置基準でもうそれ以上は、それでなくとも足らないのにさらにふやしてくれるという状況にはないわけですね、いま。そういう点があるんですが、厚生省の方はこの点はどういうようにお考えでしょうか。現実にそういう長時間保育をしてもらいたいと、こういう希望が強い。自治体としてはそういう要求にこたえて、そうして労働する権利、それからまた子供が成長する権利もまた保障されなければいかぬ。こういったところでそこへ踏み切らざるを得ないところへきっていますがね。そういう点について、厚生省としてはどういう措置をなさるおつもりか、お答えいただきたいと思います。

○説明員(伊藤卓君) 私どもは、児童の福祉を預かるという立場からは、長時間保育というのを決して好ましいものは考えておらないわけでございます。先ほど先生がお触れいたしましたように、児童福祉法というのは、国 地方公共団体の児童育成責任も規定しておりますけれども、その前に親の責任というものを規定しておるわけでございますから、やはり親がもう一度自分の子供に対する看護の問題というものを篤とお考えいただきたいということを常に強調しておるわけでございます。

ただ、今日おきます婦人労働の実態等を考えますと、余り厳密にそれだけを貫くわけにはいかないということをございますし、それから保育所の概念 자체につきましても、原則として八時間の開設時間とということを最低基準で定めておりますけれども、地域の労働の実態等に応じては前後に延ばすこともあり得るというたてまえになつておりますので、その若干の延ばしの部分につきましてはやはり特別に加算をするというような形で、たとえば非常勤の保母をつけるという形で対処してきておるわけでござりますけれども、そういう形でどんどん延ばしていくことが果たしていいとかどうか。便利になれば、たとえば六時からでも入れてくれるということになりますと、それにまたお母さんが合わせて、眠い子供を引きずり起こして連れいくというようなことがあっては、果たして母にとつても子にとってもいいことかどうか、この辺は皆さんによくお考えいただきたいというふうに私どもは申し上げておるところでございます。したがつて、保育所の弁護をするわけではございませんけれども、保育所に働いておる保母さんたちもやはりまたお母さんであることがあるわけでございますので、やはり一定のところでは調和を図つていただくということで、どの時点から預かるかというような問題につきましては、十分保母さんなり施設長さんなり、それから地域のお母さん方とも話し合って、受け入れを決めていただくようにお願いしておるわけでございま

ちょっととくどくなりましたがけれども、そういつた若干の延ばし部分につきましては非常勤の保母の加配というような形で対処しておるわけでございます。

○神谷信之助君 それじゃ、保母さんの配置基準は少し検討をされますか。たとえば、かつては毎年保母の配置基準を変えていましたね。三歳未満児は四十年度八対一、四十二年度に七対一、四十三年度には六対一、それがこのまま今日まで変わっていません、基本的には。三歳児の場合も、四十二年度三十対一、四十三年度二十五対一、四十四年度二十対一。それでこのまま今日に来ていますね。四歳児以上、これはずっと変わらずに三対一と、こういう職員の最低基準なんです。だから現実には、私は、この基準以上に実際には保母が配置されているというのが実態だというふうに思うんですが、どのようにごらんになっているんですか。

○説明員(伊藤卓雄君) 現行の保母の定数基準につきましては、ただいま先生が御指摘のよう比率におきまして、数次にわたる改正の後に昭和四十四年に達成したこれをずっと引き継いできておるわけでございます。専門家の意見等を徴しまして定めた基準でございまして、当面改定する考えはございませんけれども、先ほど申し上げました婦人労働の変化といつだような問題に対応いたしまして、さらによりよいものを求めるというようなこともございまして、前後の延ばしであるとか休憩保母の対策であるとかそういうことも含めまして、予算措置としては今後とも拡充を進めていきたいというふうに考えておるところでござります。

○神谷信之助君 現実には、予算措置として保母の人員を決めて、そしてやるわけですね。そうすると、たとえば三歳児未満が二十二人おりますと、国の基準による保母の配置の数というのとは三・七人と、こうなるんですね。金が来るのは、

ちょっととくどくなりましたがけれども、そういつた若干の延ばし部分につきましては非常勤の保母の加配というような形で対処しておるわけでございます。

○神谷信之助君 それじゃ、保母さんの配置基準は少し検討をされますか。たとえば、かつては毎年保母の配置基準を変えていましたね。三歳未満児は四十年度八対一、四十二年度に七対一、四十三年度には六対一、それがこのまま今日まで変わっていません、基本的には。三歳児の場合も、四十二年度三十対一、四十三年度二十五対一、四十四年度二十対一。それでこのまま今日に来ていますね。四歳児以上、これはずっと変わらずに三対一と、こういう職員の最低基準なんです。だから現実には、私は、この基準以上に実際には保母が配置されているというのが実態だというふうに思うんですが、どのようにごらんになつておるんですか。

○説明員(伊藤卓雄君) 現行の保母の定数基準につきましては、ただいま先生が御指摘のよう比率におきまして、数次にわたる改正の後に昭和四十四年に達成したこれをずっと引き継いでおるわけでございます。専門家の意見等を徴しまして定めた基準でございまして、当面改定する考えはございませんけれども、先ほど申し上げました婦人労働の変化といつだような問題に対応いたしまして、さらによりよいものを求めるというようなこともございまして、前後の延ばしであるとか休憩保母の対策であるとかそういうことも含めまして、予算措置としては今後とも拡充を進めていきたいというふうに考えておるところでござります。

○神谷信之助君 現実には、予算措置として保母の人員を決めて、そしてやるわけですね。そうすると、たとえば三歳児未満が二十二人おりますと、国の基準による保母の配置の数といふのは三・七人と、こうなるんですね。金が来るのは、

も、〇・七人の保母さんというのはどうないするんですか。だからその保育所には四人の保母さんがいます。二十二人の三歳児未満がおれば自治体では四人の保母さんをつけるわけですよ。こういうのが幾つも出てくるんです。四歳以上ですと、四十九人おるところは一・六人というのです。そうすると、それは實際には二人保母さんを置かざるを得ぬ。端数の人間というのにおりませんからね。だから予算措置で、金の問題ではそれは計算は〇・六も出てくるでしょう。しかし、もったた金で實際に人を配置するのは、生身の人間、保母さんを配置するんですよ。だから私は、これは実態にそぐわぬ。これはずっと重なつてくるわけですからね、小さいその保育所保育所ごとに。個所が多くれば多いほどそういうのがたまつてくるわけですよ。

だからこういう点は實際問題として不合理なんですが、次に給与の実態調査をなさるときは、保母さんの国の基準による最低基準と實際とは一体どうなっているんだというのを含めてこれは調査してもらわぬと、自治省、大蔵省それから厚生省と一緒に三省で調査をなさるとそれをおやつてもらわないと、これはにつちもさつちもいかぬというふうに思ふんですが、自治省はどうですか。

○政府委員(土屋佳照君) 乳幼児保育の問題については、先ほど厚生省からいろいろお話をございましたし、なかなかそこの公的な保育ということと家庭内保育といつたこととをめぐつてもいろいろ問題があると思つております。ただ、いずれにいたしましても、社会情勢の進展に応じまして、長時間保育に必要な保母の数等についての国庫負担基準について、いろいろ地方団体としても引き上げを求めておるといったような実情もございます。そういうこともござりますので、私どももいたしましても、国の政策的な判断にかかるもとのあるという点はございますけれども、今後社会経済の進展や住民のいろいろな要請の変化等に即応しまして見直しを行うということはしなければならぬと思っております。

そういう意味で、給与の問題は先ほど御指摘をいたしましたけれども、なかなかこの実態は把握がむずかしい。保育に欠けるというのは一体どうなのか、そこらむずかしい点があるうかと思います。

○神谷信之助君 もう時間が過ぎたようですが、最後に大臣に要望しますが、先ほど冒頭に指摘をしましたように、自治省でも、厚生省関係の補助の問題については、合理的な説明ができるようなそういう超過負担がきわめて多いというて公然と指摘もしているわけです。現実に自治体が行政をやる上で、特に大都市そして近郊都市ですね、人口の激増に増加をしているところ、こういうところでは核家族化が一層進んでいるし、そして保育の要求というのは非常に根強いし、そしてまた、共働きの家庭もうんとふえてきておりますしね。さらにはまた社会進歩に貢献をするという、そういう腰かけではない婦人労働者もどんどんふえているわけです。そういう状況で、国のが基準に基づく措置費だけではもうとうていたえ切れないと、いうことで、どこの自治体もみずから財源を出してその要求にこたえているのが実態なので、ひとつぜひこの給与単価の問題、それから保母さんの人数の問題、これらの実態についても調査をしてもらつて、そして、こういう地方財政法十八条に違反をするような措置が国の行政の中でもまかり通っているというようなことのないようにしてもらいたい。

しかもこれは婦人の労働権、特に婦人が男子と同じような社会的地位、それから職務上の地位といいますか、そういうものも含めて向上する運動が全世界的にも行われているわけですから、そういう点で政府の方も関係者の方は努力をされているわけなんで、そういった点も含めて、この辺ひとつ大臣に積極的に、厚生大臣や労働大臣あるいは大蔵大臣に話しかけて、ひとつ事態の——毎年ちょびっとずつは改善されているんですよ、だ

○國務大臣(後藤田正晴君) 幼稚園の問題、保育所の問題、おののおのこれは交通整理もして、ことによつた保育所の問題については大変住民の需要が多い、それになかなかついていけない。ことに乳児保育等の問題をめぐっては、御説のような長時間保育、それに伴つての人が足りない、あるいはまた保母さん自身の待遇も不十分だと、まあいろいろの課題がたくさんあるよう思います。これらの点については、御説を踏まえまして、また関係省庁とよく相談しながら検討をし、逐次改善措置を講じてまいりたいと、かように思います。

○理事(金丸三郎君) 他に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にとどめます。

○理事(金丸三郎君) 地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

○國務大臣(後藤田正晴君) ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明を申し上げます。

明年度の地方税制につきましては、現下の厳しい財政事情と地方税負担の現状にかんがみ、税負担の適正合理化と既存税制による税源の充実確保を図ることを基本として、個人住民税の課税最低限を引き上げるとともにその減収に対処するため市町村民税の所得割の税率適用区分に所要の調整を加え、個人住民税均等割及び事業所税の税率を引き上げ、不動産取得税の非課税等の特別措置の整理合理化を行い、ガス税の免稅点を引き上げる等の措置を講ずることとするほか、地方道路譲与税の譲与の基準を改めるとともに、公社有資産所在市町村納付金に係る納付金算定標準額の特例について整理合理化を図る等の必要があります。

以上かこの法律案を提案いたしました理由でございます。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。まず、個人の所得割につきましては、低所得者層の負担の軽減を図るため、課税最低限の引き上げを行うこととし、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額を二十二万円に、老人扶養控除の額を二十三万円にそれぞれ引き上げるほか、新たに同居老親等扶養控除を設け、その額を二十六万円とするなどいたしております。

また、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額をそれぞれ二十一万円に引き上げるとともに、特別障害者控除の額を二十三万円に引き上げることといたしております。なお、これら課税最低限の引き上げ等による減収に対処するため、市町村民税の所得割の税率適用区分に所要の調整を加えることといたしております。

さらに、短期譲渡所得の課税の特例につきましては適用期限の定めを廃止することとし、長期譲渡所得の課税の特例につきましては昭和五十六年度以後、特別控除後の譲渡益の金額の区分及びこれに応ずる税額算定の方法を改めることとした上、適用期限の定めを廃止することといたしております。

次に、個人の均等割につきましては、地方公共団体の行政サービス水準の上昇、物価水準の変動等を考慮して、道府県民税の標準税率を二百円、市町村民税の標準税率を三百円それぞれ引き上げるとともに、市町村民税の制限税率を四百円引き上げることといたしております。

その二は、不動産取得税についての改正であります。不動産取得税につきましては、国民の持ち家志向にこたえつつ、より良質な住宅への住みかえを促進することにより居住水準の向上を図るため、一定の要件を満たす既存住宅及び土地につい



次は、市町村民税の改正であります。

第三百十条の改正は、個人の均等割の標準税率を、人口による市町村の区分に応じて、現行の千七百円、千二百円または七百円からそれぞれ一千円、千五百円または千円に引き上げるとともに、その制限税率をそれぞれ二千六百円、二千円または七百円からそれ二千四百円に引き上げようとするものであります。

第三百十四条の二の改正は、道府県民税と同様でありますので説明を省略させていただきます。

第三百十四条の三及び第三百二十八条の三の改正は、市町村民税の所得割について、税率の適用区分に所要の調整を加えようとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。

第三百四十八条第二項の改正は、農林漁業団体職員共済組合の保健施設の用に供する固定資産に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

第三百四十九条第三第二項、第十六項及び第二十五項の改正は、車庫関連構築物及び一般自動車道構築物に係る課税標準の特例措置を縮減しようとするものであります。

次は、電気税及びガス税の改正であります。

第四百八十九条第一項の改正は、硫化鉱及び二硫化炭素に係る電気税の非課税措置を廃止しようとするものであります。

第四百八十九条第九項及び第四百八十九条の二第二項の改正は、専修学校において直接教育の用に供する電気及びガスについて非課税としようとするものであります。

第四百九十条の二第二項の改正は、ガス税の免稅点を一万円に引き上げようとするものであります。

次は、特別土地保有税の改正であります。

第五百八十六条第二項及び第六百一条第一項の改正は、過疎地域対策緊急措置法の失効等に伴う規定の整備をしようとするものであります。

次は、事業所税の改正であります。

第七百一条の四十二の改正は、資産割の税率を

一平方メートルにつき五百円に、新增設に係るものの税率を一平方メートルにつき六千円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

次は、国民健康保険税の改正であります。

第七百三条の四第四項の改正は、課税限度額を二十四万円に引き上げようとするものであります。

次は、附則の改正であります。

附則第四条及び第五条の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税について、株式等の配当所得に係る課税の特例措置を三年度間、証券投資信託の収益の分配に係る配当控除の特例措置を三年間に亘り延長しようとするものであります。

附則第八条及び第九条の改正は、租税特別措置法の改正に伴う規定の整備であります。

附則第十条の改正は、地方住宅供給公社から当該公社が組織変更前に取得していいた住宅及び土地の譲り渡しを受けた場合の不動産取得税の非課税措置を廃止しようとするものであります。

附則第十二条の二の改正は、昭和五十五年度分及び昭和五十六年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税に限り、課税標準算定の基礎となる額に乘すべき製造たばこの本数については、製造たばこの本数に一定の率を乗じて得た本数としようとするものであります。

附則第十五条の改正は、外国貿易用コンテナー、カーフェリー埠頭、職業訓練法人の職業訓練施設及び野菜供給安定基金の保管施設に係る固定資産税または都市計画税の課税標準の特例措置を縮減するとともにその適用期限をそれぞれ二年延長し、原油備蓄施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十一条の二第二項の改正は、旧過疎地域対策緊急措置法による過疎地域内における一定の工場用地について、同法の失効後も引き続き特別土地保有税を非課税としようとするものであります。

附則第三十二条の改正は、自動車取得税について、地方生活路線バスに係る非課税措置の適用期限を二年延長し、自家用の自動車の取得に係る税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置の適用期限を三年延長しようとするものであります。

附則第三十三条の改正は、日本国有鉄道の車庫関連構築物に係る市町村納付金の納付金算定標準額の特例措置を縮減するとともに、政府の補助を受けて敷設するなど、落石等対策のための構築物に係る納付金算定標準額の特例措置を創設しようとするものであります。

以上でございます。

○理事(金丸三郎君) 次に、地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその趣旨を御説明申し上げます。

備であります。

附則第十一の三の改正は、昭和四十八年度において農地保有合理化法人が水田買入事業として農地を取得した場合における不動産取得税の納税義務の免除に係る期間をその取得の日から九年以内としようとするものであります。

附則第十二条の二の改正は、昭和五十五年度分及び昭和五十六年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税に限り、課税標準算定の基礎となる額に乘すべき製造たばこの本数については、製造たばこの本数に一定の率を乗じて得た本数としようとするものであります。

附則第三十五条第一項の改正は、短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、適用期限の定めを廃止しようとするものであります。

附則第三十五条第二第一項の改正は、個人の市町村民税について、農業生産法人に農地等を現物出資した場合の譲渡所得に係る納期限の特例措置の適用期間を昭和五十七年度まで延長しようとするものであります。

附則第三十五条第二第二項の改正は、旧過疎地域対策緊急措置法による過疎地域内における一定の工場用地について、同法の失効後も引き続き特別土地保有税を非課税としようとするものであります。

附則第三十二条の改正は、日本国有鉄道の車庫関連構築物に係る市町村納付金の納付金算定標準額の特例措置を縮減するとともに、政府の補助を受けて敷設するなど、落石等対策のための構築物に係る納付金算定標準額の特例措置を創設しようとするものであります。

第三は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正であります。

附則第十七条の改正は、日本国有鉄道の車庫関連構築物に係る市町村納付金の納付金算定標準額の特例措置を縮減するとともに、政府の補助を受けて敷設するなど、落石等対策のための構築物に係る納付金算定標準額の特例措置を創設しようとするものであります。

第三は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正であります。

附則第三十二条の改正は、日本国有鉄道の車庫関連構築物に係る市町村納付金の納付金算定標準額の特例措置を縮減するとともに、政府の補助を受けて敷設するなど、落石等対策のための構築物に係る納付金算定標準額の特例措置を創設しようとするものであります。

以上でございます。

○理事(金丸三郎君) 次に、地方税法の一部を改

正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその趣旨を御説明申し上げます。

附則第十三条の三の改正は、地域振興整備公团が造成した土地の譲渡を受けて設置した共同利用施設に係る課税標準の特例対象に土壟改良用施設等を加え、国行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十三条の三までの改正は、長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、昭和五十六年度以後、特別控除後の譲渡益四千万円以下の部分は道府県

民税百分の二、市町村民税百分の四の税率により、特別控除後の譲渡益四千万円を超える部分は譲渡益四千万円を超える部分の二分の一と譲渡益八千万円を超える部分の四分の三との合計額を総合課税した場合の上積み税額により課税することとした上、適用期限の定めを廃止しようとするものであります。

附則第三十五条第一項の改正は、短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、適用期限の定めを廃止しようとするものであります。

附則第三十五条第二第一項の改正は、個人の市町村民税について、農業生産法人に農地等を現物出資した場合の譲渡所得に係る納期限の特例措置の適用期間を昭和五十七年度まで延長しようとするものであります。

附則第三十五条第二第二項の改正は、旧過疎地域対策緊急措置法による過疎地域内における一定の工場用地について、同法の失効後も引き続き特別土地保有税を非課税としようとするものであります。

附則第三十二条の改正は、日本国有鉄道の車庫関連構築物に係る市町村納付金の納付金算定標準額の特例措置を縮減するとともに、政府の補助を受けて敷設するなど、落石等対策のための構築物に係る納付金算定標準額の特例措置を創設しようとするものであります。

第三は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正であります。

附則第十七条の改正は、日本国有鉄道の車庫関連構築物に係る市町村納付金の納付金算定標準額の特例措置を縮減するとともに、政府の補助を受けて敷設するなど、落石等対策のための構築物に係る納付金算定標準額の特例措置を創設しようとするものであります。

第三は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正であります。

附則第三十二条の改正は、日本国有鉄道の車庫関連構築物に係る市町村納付金の納付金算定標準額の特例措置を縮減するとともに、政府の補助を受けて敷設するなど、落石等対策のための構築物に係る納付金算定標準額の特例措置を創設しようとするものであります。

以上でございます。

○理事(金丸三郎君) 次に、地方税法の一部を改

正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその趣旨を御説明申し上げます。

附則第十三条の三の改正は、地域振興整備公团が造成した土地の譲渡を受けて設置した共同利用施設に係る課税標準の特例対象に土

壠改良用施設等を加え、国行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得した農林漁

業者の共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十三条の三までの改正は、長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例について、昭和五十六年度以後、特別控除後の譲渡益四千万円以下の部分は道府県

今般の電気料金の改定に伴い、住民負担の軽減を図るため、電気税の免税点を二千四百円から三千六百円に引き上げようとするものであります。

この改正により、平年度百五十五億円の減税を行ふこととなります。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(金丸三郎君) 以上で説明の聽取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十分散会

中「二十歳(政令で定めるところにより政令で定められた者から推奨された者にあつては、十八歳)に満たない場合」を「第五条の二第二項各号のいずれかに該当する場合」に改め、同条に次の二項を加える。

6 第四条の二の規定は、第一項の規定による許可を受けようとする者について準用する。

第七条の改正規定を削る。

第八条の改正規定中「第八条第一項中」、「第五条の五」を削り、同項を「第八条第一項」に、「改め、

同条第六項中「、五条の五」を削り、同条第八項中「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加える」を「改める」に改める。

第九条の改正規定、第九条の二の改正規定、第十条の改正規定、第十条の二の改正規

正規定、第十条の改正規定、第十条の三の改正規定、第十条の五の見出しを改め、同条に五項を加える改正規定、第十条の七に係る二改正規定を削る。

第十一条の改正規定中「第十一条第一項中」、「第五条の五」を削り、「」を「第十一条第一項中」に改めて」の下に「所持しようとする種類の」を加え、同

項第三号中「第五条の四第二項」を「所持しようとする種類の獣銃に係る第五条の四第二項」に改め、同項第四号中「第九条の四第三項」を「所持しようとする種類の獣銃に係る第九条の五第五項」に改めを削る。

第五条の二の改正規定中、「獣銃の操作」を「都道府県公安局

委員会が指定する獣銃を使用して、その所持しようとする種類の獣銃に係る獣銃の操作」に改めを削る。

第五条の四第一項を改め、同項にただし書を加える改正規定中、「獣銃の操作」を「都道府県公安局

委員会が指定する獣銃を使用して、その所持しようとする種類の獣銃に係る獣銃の操作」に改めを削る。

第五条の五を削る改正規定を次のように改め

第二十一条の二第二項中「又は第六条」を「若しくは第六条に改め、「受けた者の」の下に「又は第八

条第六項の措置を執らなければならない者」を加える。

第二十三条の二の改正規定及び第二十五条及び

第二十六条の改正規定を削る。

第二十七条の改正規定中「第一項第二号中」、「第五条の五」を削り、同條を削る。

第二十七条の二に係る二改正規定を削る。

第二十九条の表の改正規定中「許可証」の下に

「(第九条の五第二項の認定証を含む。)」を加え、」を削る。

第三十一条の三の改正規定及び第三十二条の改

正規定を削る。

第三十五条第三号を削り、同条第二号を改め、同号を同条第三号とし、同号の前に「号を加える改正

規定中「第五条の五第三項において準用する場合を含む。」、「若しくは第九条の六第三項」、「第九

条の八第三項」、「及び」、「第九条第三項」の下に

「、第九条の五第三項後段、第九条の七第二項(第

十条の七第二項において準用する場合を含む。)若

しくは第五項」を加え、「、第十条の七第二項」を

削り」を削り、「第五条の四第三項」の下に「、第五

条の五第六項」を加え、「、第七条の三第三項及び

第九条の五第四項」を「及び第七条の三第三項」に

改める。

第三十五条第四号を改め、同条第五号を削り、同条第六号を改め、同号を同条第五号とし、同号

の次に二号を加える改正規定中「第四号中」第二十

三条の二」を「第九条の六第二項、第九条の七第四

項(第十条の七第二項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二」に改め、同條を削り、

同条第六号中「第二十七条の二第二項」を「第十

号の二」を「第二十七条の二第二項に改め、同

号」を「同条第六号」に改める。

附則第一項中「(第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。)」、「(、第五条の五」を削る部分を

除く。)」及び「(許可証」の下に「第九条の五第二

項の認定証を含む。)」を加える部分を除く。)」を

削る。

附則第二項の前の見出し及び同項並びに附則第

三項を削る。

第二十三条の二の改正規定及び第二十五条及び

第二十六条の改正規定を削る。

第二十七条の改正規定中「第一項第二号中」、「第五条の五」に、「第六条第三項」を「第五条の五第五

六項、第六条第三項」に改め、同項を附則第二項とし、同項の前に見出しとして「経過措置」を付

する。

附則第五項中「又は教習修了証明書(附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる者に係る合格証明書又は教習修了証明書を含む。)」を削る。

第三十一条の三の改正規定及び第三十二条の改

正規定を削る。

第三十五条第三号を削り、附則第九項

可を受けようとする者について準用する。

第七条の改正規定を削る。

第八条の改正規定中「第八条第一項中」、「第五条の五」を削り、「」を「改め、

同条第六項中「、五条の五」を削り、「」を「改め、

同条第八項中「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加える」を「改める」に改める。

第九条の改正規定、第九条の二の改正規定、第十

条の改正規定、第十条の三の改正規定、第十条の五の見出しを改め、同条に五項を加える。

第十条の改正規定、第十条の二の改正規定、第十

条の改正規定、第十条の三の改正規定、第十条の七の見出しを改め、同条に五項を加える。

第十一条の改正規定、第十一条第一項中「、第五

条の五」を削り、「」を「第十一条第一項中」に改めて」の下に「所持しようとする種類の」を加え、

同條第三号を削り、「」を「所持しようとする種類の獣銃に係る第五条の四第二項」に改め、同項第四号中「第九条の四第三項」を「所持しようとする種類の獣銃に係る第九条の五第五項」に改めを削る。

第五条の二の改正規定中、「獣銃の操作」を「都道府県公安局

委員会が指定する獣銃を使用して、その所持しようとする種類の獣銃に係る獣銃の操作」に改めを削る。

第五条の四第一項を改め、同項にただし書を加える改正規定中、「獣銃の操作」を「都道府県公安局

委員会が指定する獣銃を使用して、その所持ようと

する種類の獣銃に係る獣銃の操作」に改めを削る。

第五条の五を削る改正規定を次のように改め

第二十一条の二第二項中「又は第六条」を「若しくは第六条に改め、「受けた者の」の下に「又は第八

条第六項の措置を執らなければならない者」を加える。

第二十三条の二の改正規定及び第二十五条及び

第二十六条の改正規定を削る。

第二十七条の改正規定中「第一項第二号中」、「第五条の五」に、「第六条第三項」を「第五条の五第五

六項、第六条第三項」に改め、同項を附則第二項とし、同項の前に見出しとして「経過措置」を付

る。

第三十一条の三の改正規定及び第三十二条の改

正規定を削る。

第三十五条第三号を削り、附則第九項

可を受けようとする者について準用する。

第七条の改正規定を削る。



土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内に、「同号の規定」を「これらの規定」に改めること。

第七十三条の二十六の見出し中「住宅を新築する土地」を「住宅の用に供する土地」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加える。

第七十三条の二十七の見出し中「住宅を新築する土地」を「住宅の用に供する土地」に改め、同条第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、「基いて」を「基づいて」に、「同号の規定」を「これらの規定」に改める。

第三百三十七条规定第一項第二号中「要しないもの」を「要しないもののうち、第三十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者」に改める。

「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に改め  
る。  
第三百十条第一項の表中「千七百円」を「二千  
円」に、「千二百円」を「千五百円」に、「七百円」  
を「千円」に改め、同条第二項中「三千二百円、  
一千六百円及び千円」を「二千六百円、二千円及び  
一千四百円」に改める。

第三百四十二条の二第一項第六号中「十九万円」を「二十一年万円」に、「二十二一万円」を「二十三三万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十九万円」を「二十一万円」に改め、同項第十号中「二十一万円」を「二十二万円」に改め、同項第十一号中「二十万円」を「二十二万円」に、「三十一万円」を「二十三万円」に改め、同条第二項中「二十一万円」を「二十二万円」に改め、同条第

三項を次のように改める。

3 第一項第十一号の金額は、所得割の納稅義務者の有する老人扶養親族が該當納稅義務者又は当該納稅義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納稅義務者又は当該配偶者のいざれかとの同居を常況としている場合には、当該老人扶養親族については、二十六万円とする。第三百十四条の二第五項中「、

いかどうか」を削る。  
第三百十四条の三第一項の表及び第三百一十八条の三の表を次のように改める。

三十万円以下の金額	百分の二
三十万円を超える金額	百分の三
四十五万円を超える金額	百分の四
七十万円の超える金額	百分の五
百万円を超える金額	百分の六
百三十万円を超える金額	百分の七
二百三十万円を超える金額	百分の八
三百七十万円を超える金額	百分の九
五百七十万円を超える金額	百分の十
九百五十万円を超える金額	百分の十一
千九百万円を超える金額	百分の十二
二千九百万円を超える金額	百分の十三
四千九百万円を超える金額	百分の十四

当該構築物に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の二分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の四分の三の額とする。ただし、当該構築物のうち、地方鉄道又は軌道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設に係る線路設備で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該線路設備の価格の三分の一(当該線路設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該線路設備の価格の六分の一)の額とする。第四百八十九条第一項第七号中「硫化鉱」を削り、同項第二十二号を次のように改める。

二十二 金属ソーダ及び塩素酸ソーダ(電解法によるものに限る。)

第四百八十九条第九項及び第四百八十九条の二第二項中「同條」を「同法第八十二条の二の専修学校（これに附置する施設を含む。）」、同法第一条に改める。

「円」に改める。  
第五百八十六条第二項第一号中チを削り、リ  
をチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、同項第二  
十九号中「第七十三条の五第一項、第二項若し  
くは第四項」を「第七十三条の五」に改める。

第六百一条第一項中「又は第二項」を削る。  
第七百一一条の四十一第六項中〔昭和四十一年  
法律第三百三十三号〕を削る。

第七百一条の四十一第六項中〔昭和四十一年法律第三百三十三号〕を削る。  
第七百一条の四十二第一項中〔三百円〕を「五百円」に改め、同条第二項中「五千円」を「六千

百円」に改め、同条第二項中「五千円」を「六千円」に改める。

第百三十二条の四第一項ただし書中「二万円」を「二十四万円」に改める。

附則第四条第一項中「昭和五十六年度」を「昭和五十九年度」に改め、同条第二項中「租税特別措置法第二十八条の五第一項又は」を削り、「含

改正前の租税特別措置法第二十八条の五第一項  
（昭和五十五年法律第 号附則第十条の規  
定によりその例によることとされる場合を含  
む。）を加える。

附則第五条第三項中「昭和五十五年」を「昭和五十八年」に改める。

附則第八条第二項中「種税特別措置法第六十一条の二、昭和四十八年法律第四十七号」を「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四十七号。以下本項において「昭和四十八年法律第四十七号」という。)」に、「又は昭和五十一年法律第五号」を「、昭和五十一年法律第五号」に、「含む。」の規定により「を「含む。」又は昭和五十五年法律第一号による改正前の租税特別措置法第六十八条の二(昭和五十五年法律第一号附則第二十二条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により」に改める。

附則第九条第一項中「租税特別措置法第六十一条第一項、昭和五十一年法律第五号」を、昭和五十一年法律第五号に、「又は昭和五十四年法律第十五号」を、「昭和五十四年法律第十五号」を、「昭和五十四年法律第六十六条第一項に規定する」を「租税特別措置法第六十六条第一項又は昭和五十五年法律第二十条第一号附則第二十条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされると昭和五十五年法律第二十条第一号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項に規定する」に改め、同条第三項中「租税特別措置法第二十八条の第五第一項又は」を削り、「含む。」の下に「又は昭和五十五年法律第二十八条の五第一項（昭和五十五年法律第号附則第十条の規定に

よりその例によることとされる場合を含む。」  
を加える。

附則第十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第十一條第一項中「昭和五十五年三月三十  
一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、  
同條第二項中「農地の交換分合で、当該農地の  
交換分合に係る農地のいずれかが」を「農地の交  
換分合により」に、「あるものによる」を「ある土  
地を取得した場合における当該」に、「昭和五  
五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一  
日」に改め、同條第五項中「乾燥」を「生産」に改  
め、同條第六項中「昭和五十五年三月三十一日」  
を「昭和五十七年三月三十一日」に、「五分の二」  
を「五分の一」に改め、同條第八項中「直接地  
上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の  
駐車の用に供する部分を設けるもの又は自治省  
令で定める特殊の装置を用いるもの」を「地下  
に設けられるもの」に、「昭和五十五年三月三十  
一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「当該  
家屋の価格の三分の一（地上に設けられる路外  
駐車場の用に供する家屋にあつては、当該家屋  
の価格の五分の一）」を「当該家屋のうち地下に  
設けられる路外駐車場の用に供する部分の価格  
の三分の一」に改め、同條第九項中「昭和五十五  
年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一  
日」に、「五分の二」を「五分の一」に改め、同條  
第十一項を削り、同條第十二項を同條第十一項  
とし、同條第十三項中「第七十三条の十四第四  
項若しくは第五項」を「第七十三条の十四第六項  
若しくは第七項」に、「同條第九項」を「同條第十  
一項」に、「適用されるべき第七十三条の十四第  
四項、第五項又は第九項」を「適用されるべき第  
七十三条の十四第六項、第七項又は第十一項」  
に改め、同項を同條第十二項とする。

附則第十一條の二第二項中「前条第一項第一  
号」の下に「又は第二項第一号」を加え、「二年」  
を「同條第一項第一号の規定の適用を受ける土  
地の取得にあつては当該取得の日から二年以

内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以

「以内」に、「三年」を「当該取得の日から三年以内」に、「同号」を「これら」に改め、「第七十三条第一項第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、同条第十項中「前条第一項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第九項」と「前条第一項第一号」を加え、「同号」を「これら」に改め、「第七十三条第一項第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加える。

附則第十二条の二(見出しを含む。)中「昭和五十四年度分を「昭和五十五年度分及び昭和五十六年度分」に改める。

附則第十五条第三項中「昭和四十五年度から昭和五十四年度までの各年度分」を「昭和五十五年度分及び昭和五十六年度分」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第四項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同条第六項中「昭和四十七年一月二日から昭和五十四年一月一日まで」を「昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第十一項中「昭和五十一年一月二日から昭和五十四年一月一日まで」を「昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日まで」に、「五年度分」を「三年度分」に改め、同条第十二項中「昭和五十五年一月二日から昭和五十六年一月一日まで」を「昭和五十四年一月二日から昭和五十五年一月一日までの間」に、「三分の二」を「三分の二」に改める。

附則第三十一条の二第一項前段中「若しくは当該承認」を「又は当該承認」に、「若しくは機械」を「又は機械」に改め、「又はその取得」を削り、同項後段を削り、同条第三項中「前二項」を

「前各項に、「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に、「附則第三十一条の二第一項」を「附則第三十一条の二第一項若しくは第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。」

2 市町村は、昭和五十五年三月三十一日において旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第三条第一項に規定する過疎地域であつた地域のうち政令で定める地区において同日までに製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、若しくは増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）又はその取得に対しては、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず、特別土地保有税を課することことができない。

3 第五百八十六条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

附則第三十三条の三第三項中「特定船舶製造業安定事業協会法」の下に「昭和五十三年法律第二百三号」を加える。

附則第三十二条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第四項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の三第二項中「昭和五十五年九月三十日」を「昭和五十六年十一月十二日」に改める。

附則第三十四条第一項中「昭和五十年度から昭和五十六年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り」を「当分の間に」、「第三十七条第五項」を「第三十七条第五項（第三十七条の五第二項）」に改め、「（昭和五十年度分及び昭和五十年度分については、百分の二の税率を乗じて計算した金額）」を

割り、同項第一号中「二千万円」を「四千万円」に改め、同項第二号中「が二千万円」を「が八千円」に、「四十万円」を「八十万円」に、「本項」を「、本項」に、「四分の三」を「四分の三(地方税)」を「うち四千円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える八千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額

イ 八十万円

ロ 課税長期譲渡所得金額につき、本項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千円を超える部分に係る道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額

附則第三十四条第四項中「四十万円」を「八十万円」に、「八十万円」を「百六十万円」に改め、「第三百十三条第二項」との下に、「附則第三十四条第一項第三号ロ」とあるのは附則第三十四条第四項において準用する同条第一項第三号ロ」とを加える。

附則第三十四条の二第一項中「前条第一項第一号又は第二号」を「前条第一項各号」に改め、同項第二号イ中「二千万円以下で、かつ、当該課税長期譲渡所得金額のうち当該優良住宅地等のための譲渡に係る部分の金額（以下本号において「特定課税長期譲渡所得金額」という。）が四千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控除した金額以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二に相当する金額」を「八千万円以下である場合 前号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める金額」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち一般

(2) (1) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及び本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二条第二項の規定によつて所得税法第二十二条第二項第二号中「二分の一」とあるのを「二分の一(地方税法附則第三十四条の二第一項第二号イに規定する一般課税長期譲渡所得金額のうち八千万円を超える部分の金額については、四分の三)」と読み替えて同項の総所得金額の計算の例により第三十二条第一項に規定する総所得金額を算定した場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額

に規定する総所得金額を算定した」を、「本項の規定の適用がないものとした」に、「一千万円を超える」を「四千万円を超える」に改め、「ものとし、当該譲渡所得に係る昭和五十七年度分の道府県民税の所得割については、当該譲渡所得に係る昭和五十六年度分の道府県民税の所得割の例による」を削り、同条第三項中「附則第三十四条第一項第一号」を「附則第三十四条第一項各号」に、「同条第一項第一号」を「同条第一項各号」に、「四十万円」を「八十万円」に、「八十万円」を「百六十万円」に改め、「第三十二条第二項」とあるのは「第三百十三条第二項」と、「第三百二十二条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三百十三条第一項に規定する総所得金額」と」を削る。

附則第三十五条第一項中「昭和五十年度から昭和五十六年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り」を「当分の間」に改める。

附則第三十五条の二の二第一項中「昭和五十五年度」を「昭和五十七年度」に改め。

附則第三十六条第一項中「昭和五十年度から昭和五十六年度までの各年度分の国民健康保険税に限り、」を削る。

別表第一中「別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表」と「別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表（第五十条の六、第五十条の八、附則第七条関係）」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表(第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額	
以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿
円	円	円	円	円	円	円	円
6,000 円 未満	0	50,000	52,000	450	100,000	102,000	900
6,000	8,000	52,000	54,000	460	102,000	104,000	174,000
8,000	10,000	54,000	56,000	480	104,000	106,000	178,000
10,000	12,000	56,000	58,000	500	106,000	108,000	182,000
12,000	14,000	58,000	60,000	520	108,000	110,000	186,000
14,000	16,000	60,000	62,000	540	110,000	112,000	190,000
16,000	18,000	62,000	64,000	550	112,000	114,000	194,000
18,000	20,000	64,000	66,000	570	114,000	116,000	198,000
20,000	22,000	66,000	68,000	590	116,000	118,000	202,000
22,000	24,000	68,000	70,000	610	118,000	120,000	206,000
24,000	26,000	70,000	72,000	630	120,000	122,000	210,000
26,000	28,000	72,000	74,000	640	122,000	124,000	214,000
28,000	30,000	74,000	76,000	660	124,000	126,000	218,000
30,000	32,000	76,000	78,000	680	126,000	128,000	222,000
32,000	34,000	78,000	80,000	700	128,000	130,000	226,000
34,000	36,000	80,000	82,000	720	130,000	132,000	230,000
36,000	38,000	82,000	84,000	730	132,000	134,000	234,000
38,000	40,000	84,000	86,000	750	134,000	136,000	238,000
40,000	42,000	86,000	88,000	770	136,000	138,000	242,000
42,000	44,000	88,000	90,000	790	138,000	140,000	246,000
44,000	46,000	90,000	92,000	810	140,000	142,000	250,000
46,000	48,000	92,000	94,000	820	142,000	144,000	254,000
48,000	50,000	94,000	96,000	840	144,000	146,000	258,000
	430	96,000	98,000	860	146,000	148,000	262,000
		98,000	100,000	880	148,000	150,000	266,000
					170,000	172,000	270,000
					174,000	176,000	274,000
					1,530		2,430

第1編 営利に係る金銭取扱い  
第2章 退職手当等の額

三一六

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額									
274,000	278,000	円 2,460	374,000	378,000	円 3,360	516,000	522,000	円 4,640	666,000	672,000	円 6,290
278,000	282,000	2,500	378,000	382,000	3,400	522,000	528,000	4,690	672,000	678,000	6,370
282,000	286,000	2,530	382,000	386,000	3,430	528,000	534,000	4,750	678,000	684,000	6,450
286,000	290,000	2,570	386,000	390,000	3,470	534,000	540,000	4,800	684,000	690,000	6,530
290,000	294,000	2,610	390,000	396,000	3,510	540,000	546,000	4,860	690,000	696,000	6,610
294,000	298,000	2,640	396,000	402,000	3,560	546,000	552,000	4,910	696,000	702,000	6,690
298,000	302,000	2,680	402,000	408,000	3,610	552,000	558,000	4,960	702,000	708,000	6,770
302,000	306,000	2,710	408,000	414,000	3,670	558,000	564,000	5,020	708,000	714,000	6,850
306,000	310,000	2,750	414,000	420,000	3,720	564,000	570,000	5,070	714,000	720,000	6,930
310,000	314,000	2,790	420,000	426,000	3,780	570,000	576,000	5,130	720,000	726,000	7,020
314,000	318,000	2,820	426,000	432,000	3,830	576,000	582,000	5,180	726,000	732,000	7,100
318,000	322,000	2,860	432,000	438,000	3,880	582,000	588,000	5,230	732,000	738,000	7,180
322,000	326,000	2,890	438,000	444,000	3,940	588,000	594,000	5,290	738,000	744,000	7,260
326,000	330,000	2,930	444,000	450,000	3,990	594,000	600,000	5,340	744,000	750,000	7,340
330,000	334,000	2,970	450,000	456,000	4,050	600,000	606,000	5,400	750,000	756,000	7,420
334,000	338,000	3,000	456,000	462,000	4,100	606,000	612,000	5,480	756,000	762,000	7,500
338,000	342,000	3,040	462,000	468,000	4,150	612,000	618,000	5,560	762,000	768,000	7,580
342,000	346,000	3,070	468,000	474,000	4,210	618,000	624,000	5,640	768,000	774,000	7,660
346,000	350,000	3,110	474,000	480,000	4,260	624,000	630,000	5,720	774,000	780,000	7,740
350,000	354,000	3,150	480,000	486,000	4,320	630,000	636,000	5,800	780,000	788,000	7,830
354,000	358,000	3,180	486,000	492,000	4,370	636,000	642,000	5,880	788,000	796,000	7,930
358,000	362,000	3,220	492,000	498,000	4,420	642,000	648,000	5,960	796,000	804,000	8,040
362,000	366,000	3,250	498,000	504,000	4,480	648,000	654,000	6,040	804,000	812,000	8,150
366,000	370,000	3,290	504,000	510,000	4,530	654,000	660,000	6,120	812,000	820,000	8,260
370,000	374,000	3,330	510,000	516,000	4,590	660,000	666,000	6,210	820,000	828,000	8,370

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 下	上	未 満	税 額	以 下	上	未 満	税 額	以 下	上	未 満	税 額
828,000	円	836,000	円	8,470	円	1,028,000	円	1,036,000	円	11,750	円
836,000		844,000		8,580		1,036,000		1,044,000		11,890	
844,000		852,000		8,690		1,044,000		1,052,000		12,040	
852,000		860,000		8,800		1,052,000		1,060,000		12,180	
860,000		868,000		8,910		1,060,000		1,068,000		12,330	
868,000		876,000		9,010		1,068,000		1,076,000		12,470	
876,000		884,000		9,120		1,076,000		1,084,000		12,610	
884,000		892,000		9,230		1,084,000		1,092,000		12,760	
892,000		900,000		9,340		1,092,000		1,100,000		12,900	
900,000		908,000		9,450		1,100,000		1,108,000		13,050	
908,000		916,000		9,590		1,108,000		1,116,000		13,190	
916,000		924,000		9,730		1,116,000		1,124,000		13,330	
924,000		932,000		9,880		1,124,000		1,132,000		13,480	
932,000		940,000		10,020		1,132,000		1,140,000		13,620	
940,000		948,000		10,170		1,140,000		1,148,000		13,770	
948,000		956,000		10,310		1,148,000		1,156,000		13,910	
956,000		964,000		10,450		1,156,000		1,164,000		14,050	
964,000		972,000		10,600		1,164,000		1,172,000		14,200	
972,000		980,000		10,740		1,172,000		1,180,000		14,340	
980,000		988,000		10,890		1,180,000		1,188,000		14,490	
988,000		996,000		11,030		1,188,000		1,196,000		14,630	
996,000		1,004,000		11,170		1,196,000		1,204,000		14,770	
1,004,000		1,012,000		11,320		1,204,000		1,212,000		14,920	
1,012,000		1,020,000		11,460		1,212,000		1,220,000		15,060	
1,020,000		1,028,000		11,610		1,220,000		1,228,000		15,210	

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
1,710,000	1,720,000	25,420	1,960,000	1,970,000	31,050	2,210,000	2,220,000
1,720,000	1,730,000	25,650	1,970,000	1,980,000	31,270	2,220,000	2,230,000
1,730,000	1,740,000	25,870	1,980,000	1,990,000	31,500	2,230,000	2,240,000
1,740,000	1,750,000	26,100	1,990,000	2,000,000	31,720	2,240,000	2,250,000
1,750,000	1,760,000	26,320	2,000,000	2,010,000	31,950	2,250,000	2,260,000
1,760,000	1,770,000	26,550	2,010,000	2,020,000	32,220	2,260,000	2,270,000
1,770,000	1,780,000	26,770	2,020,000	2,030,000	32,490	2,270,000	2,280,000
1,780,000	1,790,000	27,000	2,030,000	2,040,000	32,760	2,280,000	2,290,000
1,790,000	1,800,000	27,220	2,040,000	2,050,000	33,030	2,290,000	2,300,000
1,800,000	1,810,000	27,450	2,050,000	2,060,000	33,300	2,300,000	2,310,000
1,810,000	1,820,000	27,670	2,060,000	2,070,000	33,570	2,310,000	2,320,000
1,820,000	1,830,000	27,900	2,070,000	2,080,000	33,840	2,320,000	2,330,000
1,830,000	1,840,000	28,120	2,080,000	2,090,000	34,110	2,330,000	2,340,000
1,840,000	1,850,000	28,350	2,090,000	2,100,000	34,380	2,340,000	2,350,000
1,850,000	1,860,000	28,570	2,100,000	2,110,000	34,650	2,350,000	2,360,000
1,860,000	1,870,000	28,800	2,110,000	2,120,000	34,920	2,360,000	2,370,000
1,870,000	1,880,000	29,020	2,120,000	2,130,000	35,190	2,370,000	2,380,000
1,880,000	1,890,000	29,250	2,130,000	2,140,000	35,460	2,380,000	2,390,000
1,890,000	1,900,000	29,470	2,140,000	2,150,000	35,730	2,390,000	2,400,000
1,900,000	1,910,000	29,700	2,150,000	2,160,000	36,000	2,400,000	2,410,000
1,910,000	1,920,000	29,920	2,160,000	2,170,000	36,270	2,410,000	2,420,000
1,920,000	1,930,000	30,150	2,170,000	2,180,000	36,540	2,420,000	2,430,000
1,930,000	1,940,000	30,370	2,180,000	2,190,000	36,810	2,430,000	2,440,000
1,940,000	1,950,000	30,600	2,190,000	2,200,000	37,080	2,440,000	2,450,000
1,950,000	1,960,000	30,820	2,200,000	2,210,000	37,350	2,450,000	2,460,000

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
2,710,000	2,720,000	円 51,610	2,960,000	円 2,970,000	円 59,490	3,210,000	円 3,220,000	円 67,360	3,460,000	円 3,470,000	円 75,240
2,720,000	2,730,000	円 51,930	2,970,000	円 2,980,000	円 59,800	3,220,000	円 3,230,000	円 67,680	3,470,000	円 3,480,000	円 75,550
2,730,000	2,740,000	円 52,240	2,980,000	円 2,990,000	円 60,120	3,230,000	円 3,240,000	円 67,990	3,480,000	円 3,490,000	円 75,870
2,740,000	2,750,000	円 52,560	3,000,000	円 3,010,000	円 60,430	3,240,000	円 3,250,000	円 68,310	3,490,000	円 3,500,000	円 76,180
2,750,000	2,760,000	円 52,870	3,000,000	円 3,010,000	円 60,750	3,250,000	円 3,260,000	円 68,620	3,500,000	円 3,510,000	円 76,500
2,760,000	2,770,000	円 53,190	3,010,000	円 3,020,000	円 61,060	3,260,000	円 3,270,000	円 68,940	3,510,000	円 3,520,000	円 76,810
2,770,000	2,780,000	円 53,500	3,020,000	円 3,030,000	円 61,380	3,270,000	円 3,280,000	円 69,250	3,520,000	円 3,530,000	円 77,130
2,780,000	2,790,000	円 53,820	3,030,000	円 3,040,000	円 61,690	3,280,000	円 3,290,000	円 69,570	3,530,000	円 3,540,000	円 77,440
2,790,000	2,800,000	円 54,130	3,040,000	円 3,050,000	円 62,010	3,290,000	円 3,300,000	円 69,880	3,540,000	円 3,550,000	円 77,760
2,800,000	2,810,000	円 54,450	3,050,000	円 3,060,000	円 62,320	3,300,000	円 3,310,000	円 70,200	3,550,000	円 3,560,000	円 78,070
2,810,000	2,820,000	円 54,760	3,060,000	円 3,070,000	円 62,640	3,310,000	円 3,320,000	円 70,510	3,560,000	円 3,570,000	円 78,390
2,820,000	2,830,000	円 55,080	3,070,000	円 3,080,000	円 62,950	3,320,000	円 3,330,000	円 70,830	3,570,000	円 3,580,000	円 78,700
2,830,000	2,840,000	円 55,390	3,080,000	円 3,090,000	円 63,270	3,330,000	円 3,340,000	円 71,140	3,580,000	円 3,590,000	円 79,020
2,840,000	2,850,000	円 55,710	3,090,000	円 3,100,000	円 63,580	3,340,000	円 3,350,000	円 71,460	3,590,000	円 3,600,000	円 79,330
2,850,000	2,860,000	円 56,020	3,100,000	円 3,110,000	円 63,900	3,350,000	円 3,360,000	円 71,770	3,600,000	円 3,610,000	円 79,650
2,860,000	2,870,000	円 56,340	3,110,000	円 3,120,000	円 64,210	3,360,000	円 3,370,000	円 72,090	3,610,000	円 3,620,000	円 79,960
2,870,000	2,880,000	円 56,650	3,120,000	円 3,130,000	円 64,530	3,370,000	円 3,380,000	円 72,400	3,630,000	円 3,640,000	円 80,280
2,880,000	2,890,000	円 56,970	3,130,000	円 3,140,000	円 64,840	3,380,000	円 3,390,000	円 72,720	3,640,000	円 3,650,000	円 80,590
2,890,000	2,900,000	円 57,280	3,140,000	円 3,150,000	円 65,160	3,390,000	円 3,400,000	円 73,030	3,650,000	円 3,660,000	円 80,910
2,900,000	2,910,000	円 57,600	3,150,000	円 3,160,000	円 65,470	3,400,000	円 3,410,000	円 73,350	3,660,000	円 3,670,000	円 81,220
2,910,000	2,920,000	円 57,910	3,160,000	円 3,170,000	円 65,790	3,410,000	円 3,420,000	円 73,660	3,670,000	円 3,680,000	円 81,540
2,920,000	2,930,000	円 58,230	3,170,000	円 3,180,000	円 66,100	3,420,000	円 3,430,000	円 73,980	3,670,000	円 3,680,000	円 81,850
2,930,000	2,940,000	円 58,540	3,180,000	円 3,190,000	円 66,420	3,430,000	円 3,440,000	円 74,290	3,680,000	円 3,690,000	円 82,170
2,940,000	2,950,000	円 58,860	3,190,000	円 3,200,000	円 66,730	3,440,000	円 3,450,000	円 74,610	3,690,000	円 3,700,000	円 82,480
2,950,000	2,960,000	円 59,170	3,200,000	円 3,210,000	円 67,050	3,450,000	円 3,460,000	円 74,920	3,700,000	円 3,710,000	円 82,800

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
円 3,710,000	円 3,720,000	円 83,110	円 3,910,000	円 3,920,000	円 89,410	円 7,400,000	円 11,400,000	円 38,000,000	円 58,000,000	円 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.05%を乗じて算出した金額から控除した金額	税 額
3,720,000	3,730,000	83,430	3,920,000	3,930,000	89,730	90,040	90,360	90,670	90,990	91,300	91,620
3,730,000	3,740,000	83,740	3,930,000	3,940,000	90,040	90,360	90,670	90,990	91,300	91,620	91,930
3,740,000	3,750,000	84,060	3,940,000	3,950,000	90,360	90,670	90,990	91,300	91,620	91,930	11,400,000
3,750,000	3,760,000	84,370	3,950,000	3,960,000	90,670	91,930	91,930	91,930	91,930	91,930	19,000,000
3,760,000	3,770,000	84,690	3,960,000	3,970,000	90,990	92,300	92,620	92,930	92,930	92,930	58,000,000
3,770,000	3,780,000	85,000	3,970,000	3,980,000	91,200	92,620	92,930	93,230	93,230	93,230	98,000,000
3,780,000	3,790,000	85,320	3,980,000	3,990,000	91,530	93,230	93,550	93,860	93,860	93,860	139,050
3,790,000	3,800,000	85,630	3,990,000	4,000,000	91,850	93,550	93,860	94,170	94,170	94,170	139,050
3,800,000	3,810,000	85,950	4,000,000	4,600,000	92,170	94,170	94,490	94,810	94,810	94,810	139,050
3,810,000	3,820,000	86,260	4,600,000	4,630,000	92,490	94,490	94,810	95,130	95,130	95,130	139,050
3,820,000	3,830,000	86,580	4,630,000	4,660,000	92,810	94,810	95,130	95,450	95,450	95,450	139,050
3,830,000	3,840,000	86,890	4,660,000	4,690,000	93,130	95,130	95,450	95,770	95,770	95,770	139,050
3,840,000	3,850,000	87,210	4,690,000	4,720,000	93,450	95,450	95,770	96,090	96,090	96,090	139,050
3,850,000	3,860,000	87,520	4,720,000	4,750,000	93,770	95,770	96,090	96,410	96,410	96,410	139,050
3,860,000	3,870,000	87,840	4,750,000	4,780,000	94,090	96,410	96,410	96,730	96,730	96,730	139,050
3,870,000	3,880,000	88,150	4,780,000	4,810,000	94,410	96,730	96,730	97,050	97,050	97,050	139,050
3,880,000	3,890,000	88,470	4,810,000	4,840,000	94,730	97,050	97,050	97,370	97,370	97,370	139,050
3,890,000	3,900,000	88,780	4,840,000	4,870,000	95,050	97,370	97,370	97,670	97,670	97,670	139,050
3,900,000	3,910,000	89,100	4,870,000	4,900,000	95,370	97,670	97,670	98,000,000	98,000,000	98,000,000	139,050

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の納稅義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

(地方道路譲与税法の一部改正)

第二条 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「こえる都道府県」を「超える都道府県」に、「こえる金額」を「超える金額」に、「こえる場合」を「超える場合」に改め、「金額」とし、当該金額が当該年度の前年度分として譲与された地方道路譲与税の額に政令で定める率を乗じて得た額をこえるときは、当該金額から更にそのこえる金額を控除したを削る。(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十七項の表の第一号中「営業路線の線路を増設し、又は政令で定める車庫を新設し、若しくは増設する」を「又は営業路線の線路を増設する」に、「第七号」を「第九号」に改め、同表の第三号中「第七号」を「第九号」に改め、同表の第七号中「又は移設構築物」を「移設構築物又は車庫関連構築物」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第六号の次に次のように加える。

七 政令で定める車庫を新設し、又は増設するため に敷設した鉄道に係る線路設備、電路設備その他 の政令で定める構築物(第一号に掲げるものを除く。 第九号において「車庫関連構築物」という。)で 同号に掲げるもの以外のもの		五年度分	二分の一
五年度分	五年度を経過した 年度から五年度分	四分の三	三分の一

八 政府の補助を受けて、雪崩、落石等による災害  
の防止又は海岸若しくは河岸の保全のために敷設  
した鉄道に係る線路設備で自治省令で定めるもの

(道府県民税に関する経過措置)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

第一条中地方税法第四百八十九条、第四百八十九条の二第二項及び第四百九十条の二第二項の改正規定並びに附則第八条及び第九条の規定 昭和五十五年六月一日

二 第一条中地方税法第三百二十八条の三及び別表第三の改正規定並びに附則第六条第二項の規定 昭和五十六年一月一日

三 第一条中地方税法附則第三十六条第一項十五条まで及び第三十六条第一項の改正規定並びに次条第二項、附則第六条第三項及び第十三条第二項の規定 昭和五十六年四月一日

に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第一号)による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等及び法人が施行日前に締結した同条第二項に規定する特定海外工事契約に係る同項に規定する特定海外工事については、なお従前の例による。

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対する課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対する課すべき不動産取得税について、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

昭和五十五年七月一日前に住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。次項において同じ。)

をした場合における当該住宅の取得につき新法

第七十三条の十四第一項の規定又は第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第七十三条の十四第一項の規定の適用を受けようとするときは、新法第七十三条の十四第四項の規定は、適用しない。

第六条 前項に定めるもののほか、昭和五十五年七月一日前に住宅の建築をした者が、同日以後において、当該住宅の建築後一年以内に、その住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合における住宅の取得につき新法第七十三条の十四第一項の規定又は第四項の規定によるなお効力を有することとされる旧法第七十三条の十四第一項の規定の適用を受けようとするときは、新法第七十三条の十四第四項後段の規定は、適用しない。

第七条 昭和五十五年七月一日前に新築された住宅の用に供する土地の取得に係る新法第七十三条の十四第一項第二号の規定の適用について、同項中「住宅」(政令で定めるもの)とあるのは「一の部分」とし、同項第二号中「特例適用住宅」とあるのは「住宅」とする。

以下本項において「特例適用住宅」という。)とあるのは「住宅」と、「一の部分で政令で定めるもの」とあるのは「一の部分」とし、同項第二号中「特例適用住宅」とあるのは「住宅」とする。

第八条 施行日前に取得された住宅の用に供する土地の取得に係る新法第七十三条の二十四第二項第二号の規定の適用については、同項中「既存住宅」とあるのは、「政令で定める住宅」とする。

二号の規定の適用については、同項中「既存住宅」とあるのは、「政令で定める住宅」とする。

第九条 昭和五十五年七月一日前の土地の取得につき新法第七十三条の二十四第一項の規定の適用を受けようとするときは、同条第四項の規定は、適用しない。

第十条 前項に定めるもののほか、昭和五十五年七月一日前に土地を取得した者が同日以後において当該土地を取得した日から一年以内にその土地に隣接する土地を取得した場合における土地の

昭和五十五年七月一日前に住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。次項において同じ。)

をした場合における当該住宅の取得につき新法

第七十三条の十四第一項の規定又は第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第七十三条の十四第一項の規定の適用を受けようとするときは、新法第七十三条の十四第四項の規定は、適用しない。

第六条 前項に定めるもののほか、昭和五十五年七月一日前に住宅の建築をした者が、同日以後において、当該住宅の建築後一年以内に、その住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合における住宅の取得につき新法第七十三条の十四第一項第二号の規定の適用を受けようとするときは、新法第七十三条の十四第二項後段の規定は、適用しない。

第七条 昭和五十五年七月一日前に新築された住宅の用に供する土地の取得に係る新法第七十三条の十四第一項第二号の規定の適用について、同項中「住宅」(政令で定めるもの)とあるのは「一の部分」とし、同項第二号中「特例適用住宅」とあるのは「住宅」とする。

以下本項において「特例適用住宅」という。)とあるのは「住宅」と、「一の部分で政令で定めるもの」とあるのは「一の部分」とし、同項第二号中「特例適用住宅」とあるのは「住宅」とする。

第八条 施行日前に取得された住宅の用に供する土地の取得に係る新法第七十三条の二十四第二項第二号の規定の適用については、同項中「既存住宅」とあるのは、「政令で定める住宅」とする。

第九条 昭和五十五年七月一日前の土地の取得につき新法第七十三条の二十四第一項の規定の適用を受けようとするときは、同条第四項の規定は、適用しない。

第十条 前項に定めるもののほか、昭和五十五年七月一日前に土地を取得した者が同日以後において当該土地を取得した日から一年以内にその土地に隣接する土地を取得した場合における土地の

取得につき新法第七十三条の二十四第一項の規定の適用を受けようとするとき及び施行日前に土地を取得した者が施行日以後において当該土地を取得した日から一年以内にその土地に隣接する土地を取得した場合における土地の取得につき同条第二項の規定の適用を受けようとするときは、同条第四項後段の規定は、適用しない。

(狩猟者登録税に関する経過措置)

第五条 新法第二百三十七条第一項第二号の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対する課すべき狩猟者登録税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十五年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百二十八条の三及び別表第二の規定

は、昭和五十六年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 新法附則第三十四条から第三十五条までの規定は、昭和五十六年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十五年度分の固定資産税から適用し、昭和五十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第二十五項本文の規定は、昭和四十七年一月二日以後において敷設された同項本文に規定する構築物について、同項

ただし書の規定は昭和四十九年一月二日以後において建設された同項ただし書に規定する線路設備について、それぞれ昭和五十五年度分の固定資産税から適用する。

3 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第六項及び第十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する保管施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(電気税に関する経過措置)

第八条 新法第四百八十九条第一項及び第九項の規定は、昭和五十五年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税)について、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税)については、同日前に収納した、又は収納すべき料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(ガス税に関する経過措置)

第九条 新法第四百八十九条の二第二項及び第四百九十条の二第二項の規定は、昭和五十五年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税)については、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスに対して課するガス税(特別徴収に係るガス税)については、同日前に収納した、又は収納すべき料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 前項の規定により新法第七百一条の四十二第一項の規定を適用する場合には、施行日以後に最初に終了する事業年度分の法人の事業又は昭和五十五年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十六条第二項の規定は、施行日前に廃止された個人の事業に係る事業所税について、同日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十条 新法第五百八十六条第三項の規定は、施行日前に廃止された事業所等にあつては、事業所面積に五分の三を乗じて得た面積)ととする。

2 新法第七百一条の四十二第二項の規定は、施

行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋(以下この項において「事業所用家屋」という。)の新築又は増築に対して課すべき新法第七百一条の三十二

2 新法第五百八十六条第二項第二十九号の規定(土地の取得に対する課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取得に係る土地の取得に対する課する特別土地保有税(土地の取得に対する課する特別土地保有税)については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年三月三十一日までに行われた旧法附則第三十一条の二第一項に規定する土地の取得に係る土地の取得に対する課する特別土地保有税(土地の取得に対する課する特別土地保有税)については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和五十五年度分の都市計画税から適用し、昭和五十四年

年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十三条 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十五年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十四年度分までの国民健康保険税に

2 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第六項及び第十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する保管施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの項において「新增設に係る事業所税」とい

う。)について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例によ

る。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十五条 第二条の規定による改正後の地方道路

譲与税法の規定は、昭和五十五年度分の地方道



**第一条** この法律は、人口が著しく減少したことにより地域社会の機能が低下し、生活水準及び生産機能が他の地域に比較して低位にある地域について、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するため必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。

## (過疎地域)

**第二条** この法律において「過疎地域」とは、次の各号に掲げる要件に該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

一 國勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十年の人口を控除して得た人口を当該

市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値が〇・二以上であること。

二 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値が〇・三七以下であること。

三 内閣総理大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

（過疎地域振興のための対策の目標）  
第三条 過疎地域の振興のための対策は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保すること。  
二 学校、集会施設、水道施設、老人福祉施設

等の教育、文化、生活環境及び福祉に関する施設の整備並びに医療の確保を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

## 三 農道、林道、漁港等の産業基盤施設の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。

四 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

## (国の責務)

**第四条** 国は、第一条の目的を達成するため、前各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

## 第二章 過疎地域振興計画

## (過疎地域振興方針)

**第五条** 都道府県知事は、当該都道府県における過疎地域の振興を図るため、過疎地域振興方針（以下「振興方針」という。）を定めるものとする。

（振興方針は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。）

一 過疎地域の振興に関する基本的な事項

二 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備に関する事項

三 過疎地域における教育及び文化に関する施設の整備に関する事項

四 過疎地域における医療の確保に関する施設及び老人福祉その他の施設の整備に関する事項

五 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する事項

六 過疎地域における農業基盤施設の整備に関する事項

七 過疎地域における内閣総理大臣が定めた他の産業の振興に関する事項

（過疎地域振興のための対策の目標）

第三条 過疎地域の振興のための対策は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保すること。

二 学校、集会施設、水道施設、老人福祉施設

4

都道府県知事は、振興方針を定めようとする

ときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するものとする。

## (市町村過疎地域振興計画)

第六条 過疎地域の市町村は、振興方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て市町村過疎地域振興計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第七条 都道府県計画は、前条第二項各号に掲げる事項について当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。

八 都道府県計画は、前条第五項の規定は都道府県計画の提出があつた場合について、第一項及び前条第五項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

## (関係行政機関の長の協力)

第九条 内閣総理大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に關し必要がある場合においては、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることがで

きる。

## (助言及び調査)

第十条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に對する國の負担又は補助の割合（以下「國の負担割合」とい

う。）は、當該事業に對する法令の規定にかかわらず、同表とのおりとする。ただし、他の法令の別表に掲げる割合を超える國の負担

## (國の負担又は補助の割合の特例)

第十一條 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた公立の小

学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法に

よる取得を含む。）に要する経費について、当該都道府県過疎地域振興計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

6

第一項及び前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

（都道府県過疎地域振興計画）

7

都道府県知事は、振興方針を作成するに当たつては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。

（都道府県過疎地域振興計画）

8

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

（國の補助の特例）

第十一條 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法に

よる取得を含む。）に要する経費について、当該都道府県過疎地域振興計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

9

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

10

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

11

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

12

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

13

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

14

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

15

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

16

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

17

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

18

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

19

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

20

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

21

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

22

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

23

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

24

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

25

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

26

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

27

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

28

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

29

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

30

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

31

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

32

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

33

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

34

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

35

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

36

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

37

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

38

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

39

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

40

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

41

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

42

内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出することができる。

（都道府県過疎地域振興計画）

43

</

該事業を行う過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する経費の三分の二を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により三分の二を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

国は、過疎地域の振興を図るために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

十二　觀光又はレクリエーションに関する施設  
十三　前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。

5 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港閑連道とみなす。

第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する云々(同二二三頁)。

る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した國の負担割合

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う次の各号に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条第一項

は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。  
(資金の確保等)

一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以

一 診療所の設置  
二 患者輸送車(患者輸送艇を含む。)の整備  
三 定期的な巡回診療  
四 保健婦の配置

一 集落と集落又は集落と公共施設を結ぶ市町各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

**第十三条** 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に關し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業（北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で該事業に係る経費に対する國の負担割合がこれらの区域以外の区域における當該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の國の負担割合と異なるもの）を除く。を同條第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

五 公的医療機関の協力体制の整備  
六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業  
　都道府県知事は、前項に規定する事業を実施す  
　る場合において特に必要があると認めるとき

木道（雨雪旅の代の走路の附屬物を含む）。農道、林道及び漁港連道

**第十四条** 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び水路等の整備

6  
北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の

は、病院又は診療所の開設者又は管理者によ  
りし、次の各号に掲げる事業につき、協力を要請  
することができる。

一 医師又は歯科医師の派遣

立の小学校又は中学校を適正な機能にするための統合に伴い必要となつた教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするこの自動車又は複合施設

指定するもの（以下「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかるわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

國の企劃會、其が行ふるに一いへば、第一に該規定により當該幹道路整備事業に要する經費を負担する都道府県が負担方法第二条第一項に規定する適用團体である場合においては、第一号ニ掲げる國の企劃會等に對する

3  
二  
回診療  
日本語翻訳(次回音響飛航をもとに)による  
国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保による也当該診療を出でてこらえまつた場合、

三 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）  
四 保育所及び児童館  
五 老人福祉施設

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合には、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八

掲げる國の負担割合を超えるものにあつては、第一号に掲げる國の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる國の負担割合が第二号に掲げる國の負担割合を超えないもの

4 部道府県は、第一頁及び第二頁に規定する事  
院に対する助成を含む。に努めなければならぬ  
い。

六 消防施設  
七 漁港  
八 公民館 その他の集会施設  
九 有線電気通信設備

条第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わつて、その権限を行うものとする。この場合において、都道府県が代わつて行う権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統轄する都道府県を

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域においては、第二号に掲げる国の負担割合によつては、算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

5 業の実施に要する費用を負担する。  
　　国は、前項の費用のうち第一項第一号から第  
　　四号までに掲げる事業及び第二項に規定する事  
　　業に係るものについて、政令で定めるところによ  
　　る。

十 集落の整備のための政令で定める用地及び  
十一 住宅

府県知事が行う。  
第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業へ以下「基幹道路整備」

ける当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係

より、その二分の一を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により二分の一を超える国の負担割合が定められている場合は、この限

りでない。

**第十六条** 国及び都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて前条第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。  
(老人福祉の増進)

**第十七条** 国は、過疎地域における老人福祉の増進を図るため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るために、過疎地域の市町村が市町村計画を図るための集会施設の建設をしようとするときは、予算の範囲内で、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

(交通の確保)

**第十八条** 国の行政機関の長は、過疎地域の交通を確保するため、過疎地域の市町村が、その区域内で他に一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者がない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を経営し、又は自家用自動車を共同で使用し、若しくは有償で運送の用に供するとときは、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）に基づく免許、許可又は認可について適切な配慮をするものとする。  
(小規模校における教育の充実)

(農地法等による処分についての配慮)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、過疎地域に所存する小規模の小学校及び中学校における教育の特殊事情にかんがみ、その教育の充実について適切な配慮をするものとする。

**第二十条** 国の行政機関の長又は都道府県知事は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の振興が図られるよう適切な配慮をするものとする。  
(国有林野の活用)

**第二十一条** 国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をする。

るものとする。

(農林漁業金融公庫等からの資金の貸付け)

**第二十二条** 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、過疎地域において農業（畜産業を含む）、林業又は漁業を営む者に対し、その者が農林水産省令で定めるところにより作成した

農林漁業經營改善計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行ふものとする。

(中小企業に対する資金の確保)

**第二十三条** 国及び都道府県は、過疎地域の中小企業者が行う事業であつて第一条の目的の達成に資すると認められるものの実施に關し、当該事業者が必要とする資金の確保に努めなければならぬ。

(住宅金融公庫等からの資金の貸付け)

**第二十四条** 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつとつて過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設又は住宅の建設に附随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

**第二十五条** 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

**第二十六条** 過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備を購入する場合においては、その機械及び装置若しくはその敷地である土地に係る設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは過疎地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行つた個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの方稅に係る不均一の課稅をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政收入額は、同条の規定にかかるわらす、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業稅又は固定資產稅に關するこれらの措置による減收額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、政令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政收入額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの方稅に係る不均一の課稅をした場合に該当するものと認められるときは、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、政令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度（これらの方稅に係る不均一の課稅をした場合に該当するものと認められるときは、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、政令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）に該当するものと認めたときは、当該減收額について当該各年度の翌年度における基準財政收入額となるべき額から控除した額とする。

**第二十七条** 第二十二条第一項第一号中「昭和三十五年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年から起算して十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、同項第二号中「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」とあるのは「当該国勢調査の結果による人口が公表された日の属する年度前三箇年以内」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

(政令への委任)

**第二十九条** 第二条第一項各号に規定する数値の算定、市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合についてこの法律を適用するため必要な事項、前条の場合におけるこの法律の適用に關する必要な事項、沖縄県の市町村について第二条(前条の規定により読み替えて適用される第二条を含む。)の規定を適用する場合において必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

**第三十条** 第二条第一項各号に規定する数値の算定、市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合についてこの法律を適用するため必要な事項、前条の場合におけるこの法律の適用に關する必要な事項その他のこの法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 第十条、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第五項及び第十七条の規定

による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減收額について当該各年度の翌年度における基準財政收入額となるべき額から控除した額とする。）の規定により当該地方公共団体の当該各年度（これらの方稅に係る不均一の課稅をした場合に該当するものと認められるときは、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、政令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）に該当するものと認めたときは、当該減收額について当該各年度の翌年度における基準財政收入額となるべき額から控除した額とする。

**第五章 雜則**  
(過疎地域の市町村以外の市町村の区域に對する適用)

については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方稅の課稅免除又は不均一課稅に伴う措置)

**第二十七条** 地方稅法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に係る固定資産税を課さなかつた場合若しくは過疎地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行つた個人について、その事業に対する事業税を行つた場合又はこれらの者について、これらの方稅に係る不均一の課稅をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政收入額は、同条の規定にかかるわらす、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業稅又は固定資產稅に關するこれらの措置による減收額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、政令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度（これらの方稅に係る不均一の課稅をした場合に該当するものと認められるときは、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、政令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）に該当するものと認めたときは、当該減收額について当該各年度の翌年度における基準財政收入額となるべき額から控除した額とする。

度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十五年度以後に支出すべきものとされた国の負担金又は補助金及び昭和五十四年度以前の年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で昭和五十五年度以後に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
(この法律の失効)
この法律は、昭和六十五年三月三十一日限り、その効力を失う。
（過疎地域対策緊急措置法の失効に伴う経過措置）
4 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号。以下「旧過疎法」という。）第六条に規定する市町村計画又は都道府県計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち、昭和五十四年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十五年度以後に支出すべきものとされたもの及び昭和五十四年度以前の年度分の予算に係るもので昭和五十五年度以後に繰り越されたものについては、同法第九条、第十条及び第十四条第五項の規定は、同法の失効後も、なおその効力を有する。
5 昭和五十五年三月三十一日において旧過疎法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村（以下「旧過疎地域の市町村」という。）の区域内における同法第十三条第一項に規定する基幹道路の新設及び改築に係る事業で、同日においてその工事を完了していないものについては、同法第十三条の規定は、昭和五十九年三月三十日までの間に限り、なおその効力を有する。
6 地方公共団体が、旧過疎地域の市町村の区域内において、事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、当該課税免除又は不均一課税が昭和五十五年三月三十一日（固定資産税については、政令で定める日）以前に行われた場合に限り、旧過疎法第二十二条の規定は、同法の失効後
7 旧過疎地域の市町村並びに沖縄県の市町村で旧過疎法第二条第一項及び第二十三条の規定の例に準じて政令で定める基準に該当するものうち、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる要件に該当しないもので政令で定めるものについては、昭和五十五年度から昭和五十八年度までの間に限り、政令で定めるところにより、第十二条の規定を準用する。
8 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第一百三十一号）の一部を次のように改正する。
9 地方交付税法の一部を次のように改正する。
10 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十条の規定は、昭和五十五年度分の地方交付税から適用する。
11 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。
別表第二の第九号中「過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十九条」を「過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第三十二号）第十九条」に改める。
（農林漁業金融公庫法の一部改正）
12 この法律の施行前に前項の規定による改正前の農林漁業金融公庫法の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であつて旧過疎法第十九条に規定する資金に係るものについては、なお従前の例による。
（旧過疎法第三十一号）を「過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第三十二号）」に改める。
13 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第一百五十号）の一部を次のように改正する。
第二十二条の二第二項中「過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）」を「過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第三十二号）」に改める。
14 （住宅金融公庫法の一部改正）
この法律の施行前に前項の規定による改正前の住宅金融公庫法の規定により旧過疎法に基づく市町村過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつとつて住宅を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けに關しては、なお従前の例による。
（農村地域工業導入促進法の一部改正）
15 第百二十二条の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）」を「過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第三十二号）」に改める。
（農村地域工業導入促進法の一部改正）
16 （義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。）
第二条第四項中「過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）」を「過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第三十二号）」に改める。
（義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。）
17 地方税法の一部を次のように改正する。
五百八十六条第二項第一号の次に次のように加える。
ル　過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第三十二号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区
（地方税法の一部改正）
18 （租税特別措置法の一部改正）
租税特別措置法の一部を次のように改正する。
第十二条第一項の表の第一号中「又は農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第一百十二号）第五条第二項」を「、農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第一百十二号）第五条第二項」に改め、「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に「又は過疎地域振興特別措置法（昭和四十五年法律第三十二号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を加える。
（租税特別措置法の一部改正）
19 第四十五条第一項の表の第一号中「又は農村地域工業導入促進法第五条第二項」を「、農村地

域工業導入促進法第五条第二項」に改め、「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に「又は過疎地域振興特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を加える。

(国土庁設置法の一部改正)

19 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

年法律第  
号)

別表(第十条関係)

事	業	の	区	分	國の負担割合
教	育	施	設		
消防	防	施	設		
児童福祉施設	児童福祉施設	教育施設	教育施設	事業区分	國の負担割合
設置に規定する消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条	児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第七条に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改定、拡張又は整備	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第十一号)第十二条に規定する義務教育諸学校のうち公立となり、又は必要となつた公立の小学校又は中学校の施設又は屋内運動場の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む)。	十一号)第十二条に規定する義務教育諸学校のうち公立となり、又は必要となつた公立の小学校又は中学校の施設又は屋内運動場の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む)。	三分の二	三分の一から三分の二まで
三分の二	三分の二まで	三分の二まで	三分の二まで	三分の二まで	三分の二まで

本案施行に要する経費としては、平年度約三百十億円の見込みである。

月二十五日本委員会に左の案件が付託された。  
一、地方税法等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月十九日）  
一、地方税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二十一日）